

第1部

出入国管理をめぐる 近年の状況

- 第1章 外国人の出入国の状況
- 第2章 外国人の在留の状況
- 第3章 技能実習制度の実施状況
- 第4章 日本人の出帰国の状況
- 第5章 外国人の退去強制手続業務の状況
- 第6章 難民認定業務等の状況
- 第7章 人身取引対策及び外国人 DV 被害者保護

第1章 外国人の出入国の状況

第1節 外国人の出入国者数の推移

1 外国人の入国

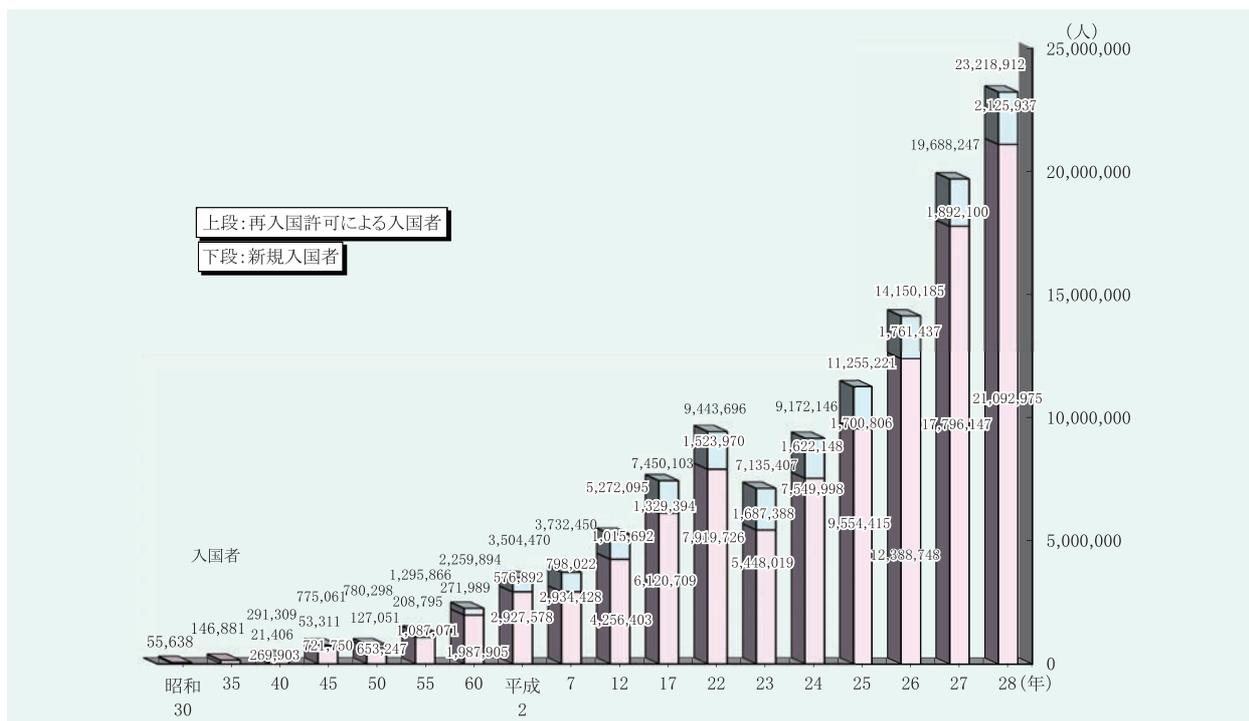
(1) 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は約1万8,000人とわずかであったが、27年4月28日に「日本国との平和条約」(昭和27年条約第5号)が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備による外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人、25年には1,000万人をそれぞれ突破した。平成28年は、27年の1,968万8,247人と比べ353万665人(17.9%)増の2,321万8,912人と、初めて2,000万人を超え、過去最高となった。

平成28年における外国人入国者数2,321万8,912人のうち「新規入国者」数は2,109万2,975人で、27年の1,779万6,147人と比べ329万6,828人(18.5%)増加し、「再入国者」数は212万5,937人で、27年の189万2,100人と比べ23万3,837人(12.4%)増加している。

これは、官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促し、外国人入国者数全体の増加につながったものと考えられる(図表1)。

図表1 外国人入国者数の推移

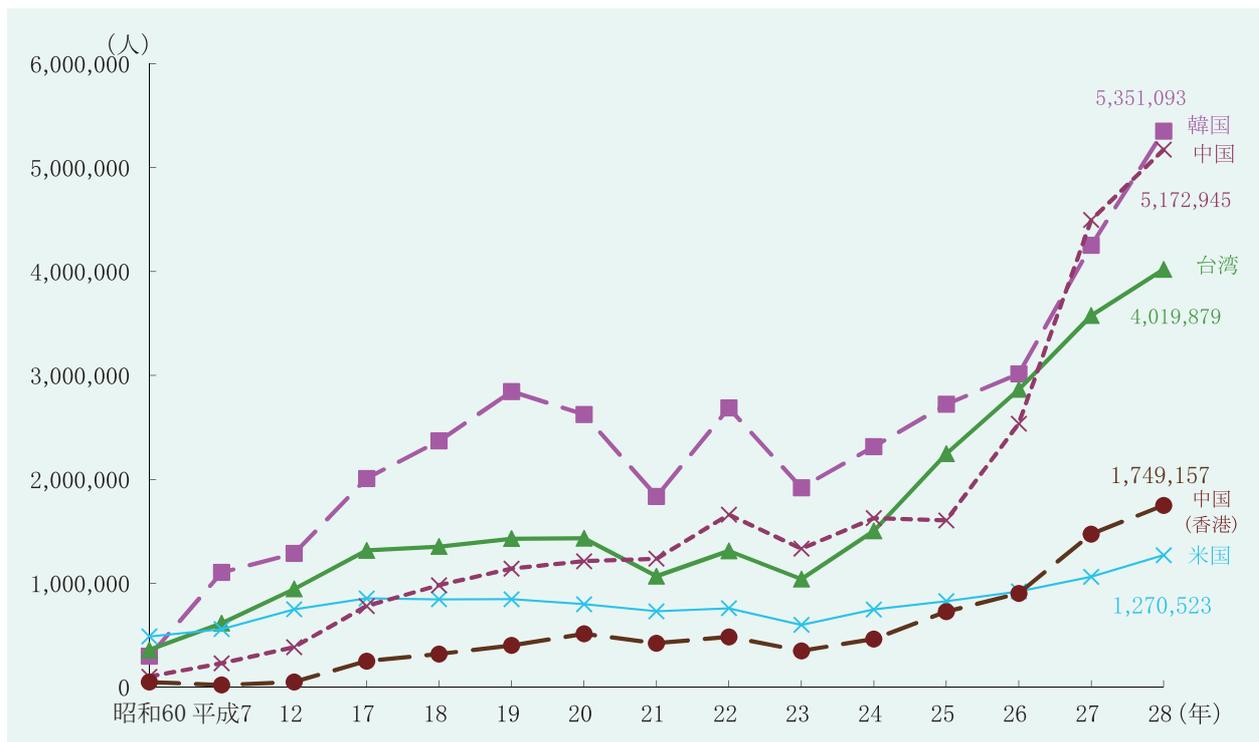


(注) 昭和30年及び35年は、入国者の内訳を算出していない。

(2) 国籍・地域別

平成28年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が535万1,093人と最も多く、入国者数全体の23.0%を占めている。以下、中国517万2,945人（22.3%）、台湾401万9,879人（17.3%）、中国（香港）174万9,157人（7.5%）、米国127万5,23人（5.5%）の順となっている（注）。このうち、近隣の国・地域である韓国、中国、台湾、中国（香港）の4か国・地域で入国者数全体の70.2%と半数以上を占めており、また、上位5か国・地域で全体の75.6%を占めている（図表2）。

図表2 主な国籍・地域別入国者数の推移



上位5か国・地域について、平成27年と28年で入国者数を比較すると、韓国が109万8,704人（25.8%）増、中国が67万5,707人（15.0%）増、台湾が44万3,669人（12.4%）増、中国（香港）が27万6,016人（18.7%）増、米国が20万7,807人（19.6%）増と全ての国・地域において増加している。

（注） 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「台湾」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

他方、在留外国人関係の統計においては、平成23年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり、24年以降の在留外国人数（中長期在留者（後記資料編1第4節1参照）と特別永住者の合計）の「中国」は、「台湾」のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

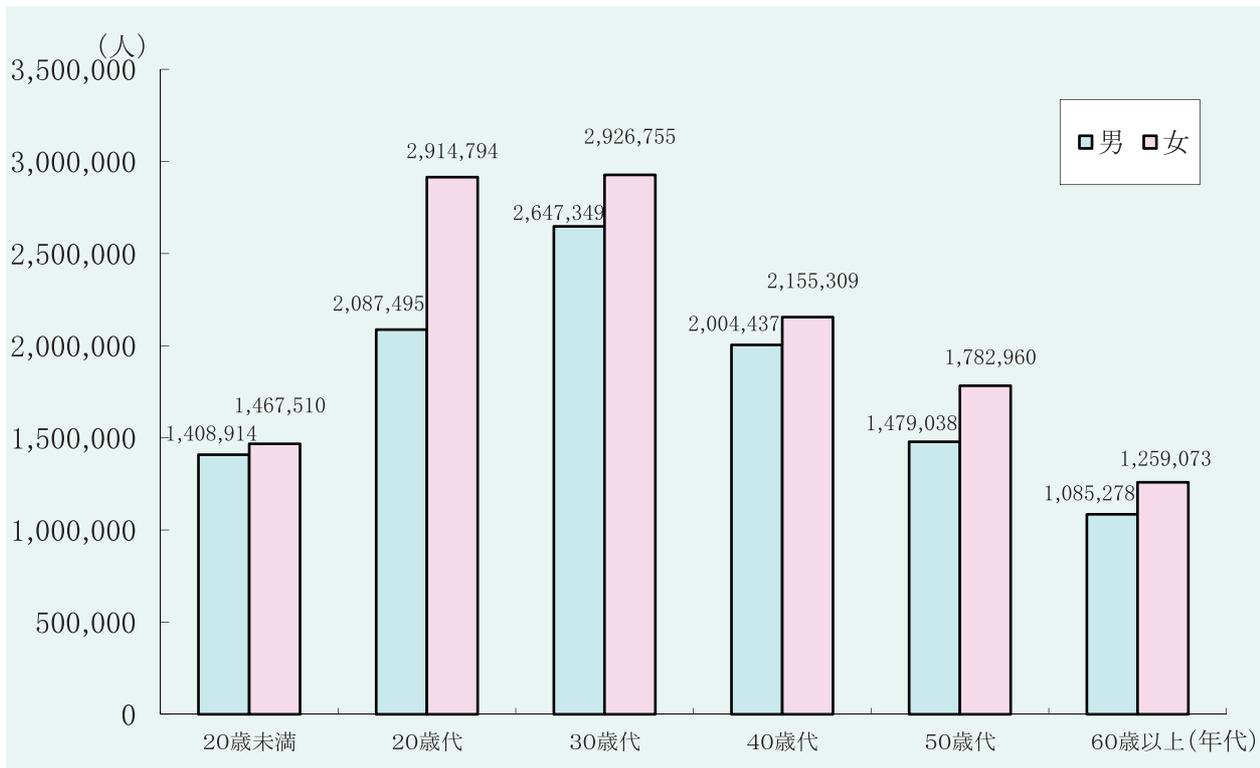
また、中国（その他）とは、中国国籍を有する者で、中国及び中国（香港）を除く政府（例えば、シンガポール、マレーシア等）が発給した身分証明書等を所持する者をいう。

(3) 男女別・年齢別

平成28年における外国人入国者数について男女別に見ると、男性1,071万2,511人、女性1,250万6,401人であり、男女の比率は、男性が全体の46.1%、女性が53.9%となっており、女性が男性を上回っている。

次に、年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者数全体の24.0%となっている。さらに、年齢別の男女構成比で見ると、全ての年代において女性の比率が高いことが特徴的である（**図表3**）。

図表3 男女別・年齢別外国人入国者数（平成28年）



(4) 目的（在留資格）別

平成28年における新規入国者数は2,109万2,975人で、これを目的（在留資格）別に見ると、「短期滞在」が2,066万5,390人と最も多く、新規入国者数全体の98.0%を占めており、次いで「留学」10万8,146人（0.5%）、「技能実習1号口」9万9,453人（0.5%）、「興行」3万9,057人（0.2%）の順となっている（**図表4**）。

図表4 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成24	25	26	27	28
総	数	7,549,998	9,554,415	12,388,748	17,796,147	21,092,975
外	交	10,977	10,215	9,056	9,526	9,267
公	用	26,991	26,131	23,844	25,788	28,282
教	授	2,595	2,662	2,709	3,140	3,172
芸	術	281	315	327	360	387
宗	教	737	1,291	923	1,030	1,019
報	道	51	46	66	81	111
高度専門職1号イ					11	32
高度専門職1号ロ					107	166
高度専門職1号ハ					18	31
高度専門職2号					0	0
経営・管理		820	632	984	1,352	2,091
法律・会計業務		4	0	3	0	4
医	療	9	11	27	29	34
研	究	438	437	429	356	358
教	育	2,312	2,366	2,526	3,020	3,042
技術・人文知識・国際業務					17,690	20,940
技	術	5,216	5,387	7,662		
人文知識・国際業務		4,993	5,354	6,608		
企業内転勤		6,126	6,245	7,209	7,202	7,652
興	行	34,969	37,096	35,253	37,155	39,057
技	能	4,910	2,030	2,360	6,421	6,404
技能実習1号イ		5,876	5,585	6,377	6,680	6,665
技能実習1号ロ		62,039	61,841	76,139	90,307	99,453
技能実習2号イ		4	0	2	1	2
技能実習2号ロ		49	17	15	16	11
文化活動		3,104	2,947	3,230	3,467	3,531
短期滞在		7,246,072	9,247,673	12,052,223	17,404,987	20,665,390
留	学	57,579	70,007	82,460	99,556	108,146
研	修	17,957	16,486	16,162	15,702	15,740
家族滞在		20,653	19,028	20,429	23,118	26,594
特定活動		12,659	10,711	10,661	14,980	18,210
日本人の配偶者等		10,855	9,244	9,114	9,591	10,188
永住者の配偶者等		1,877	1,870	2,039	2,007	1,959
定	住	9,845	8,788	9,911	12,449	15,037

(注1) 平成27年4月1日から「高度専門職(1号イ、ロ、ハ及び2号)」が新設された。

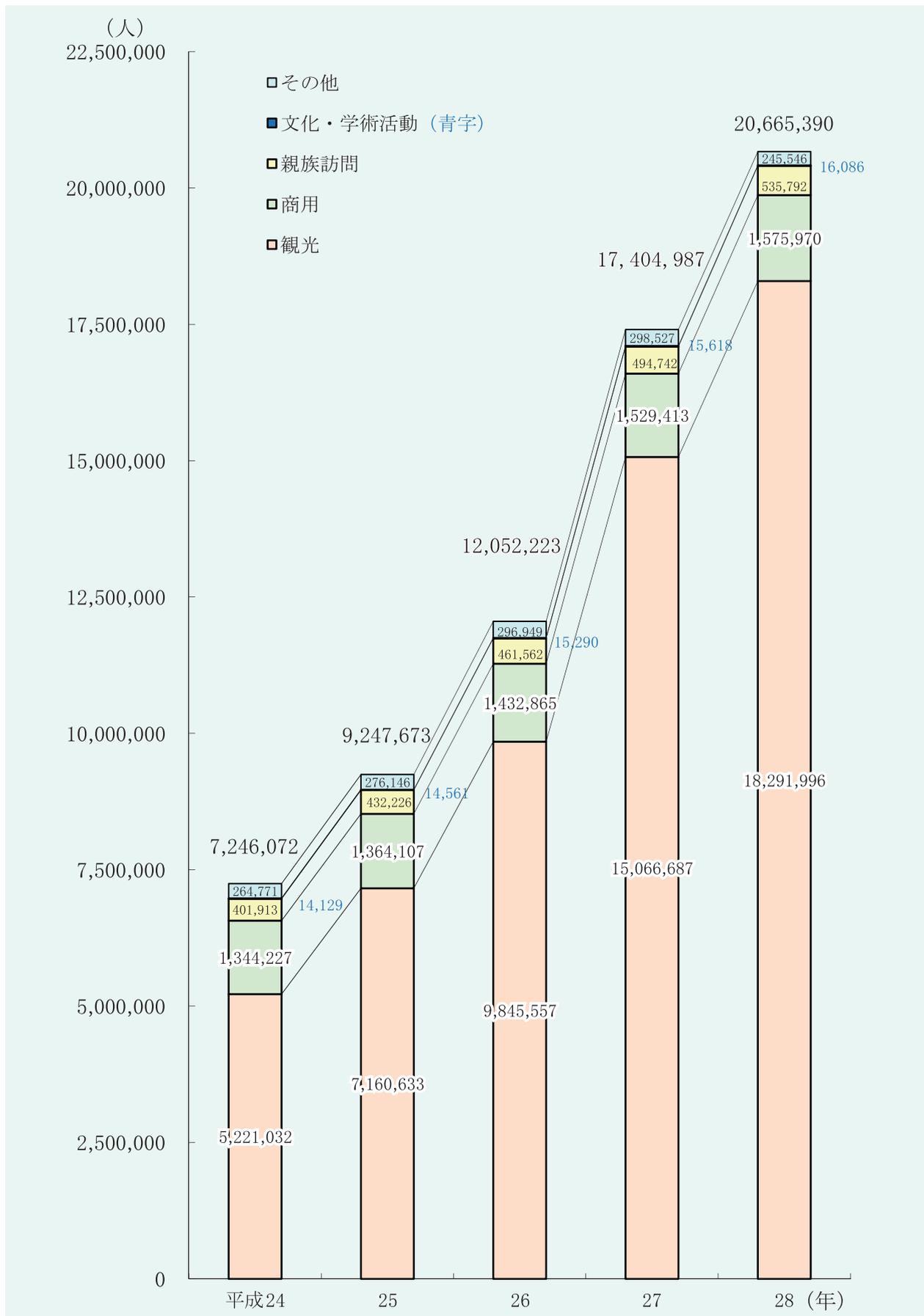
(注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

ア 「短期滞在」

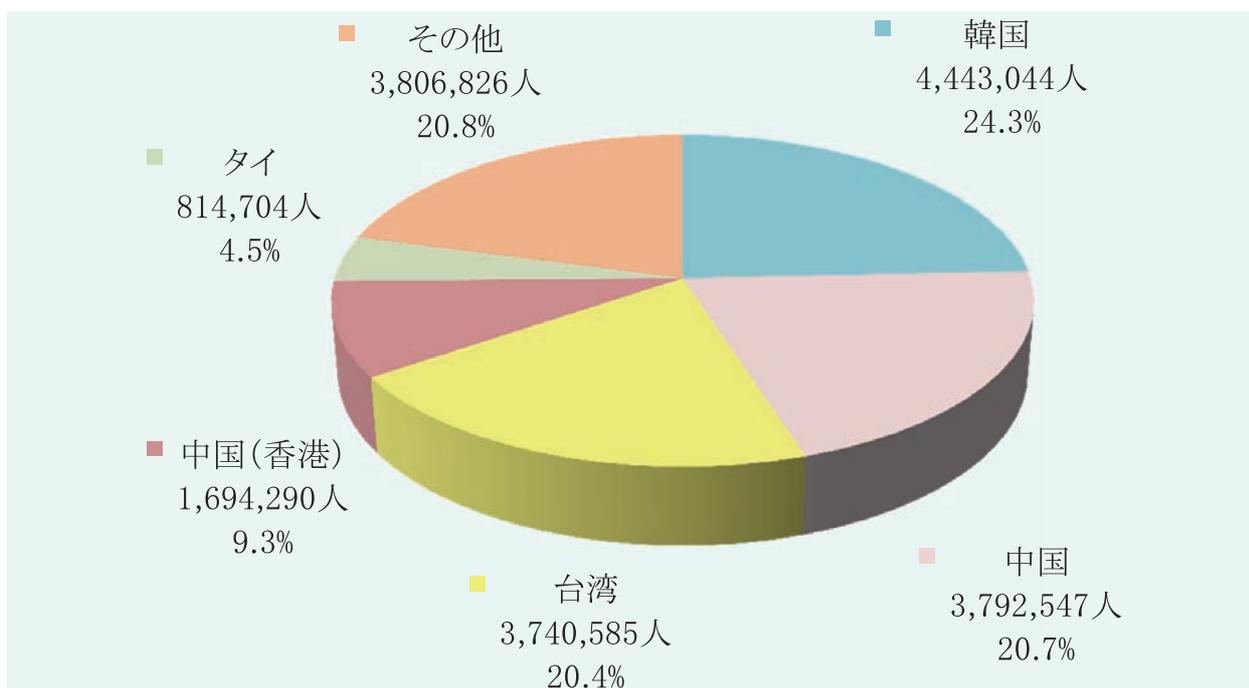
平成28年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は1,829万1,996人で、「短期滞在」の在留資格による新規入国者数全体の88.5%を占め、27年の86.6%と比べ、その割合が高くなっていることがうかがえる（**図表5**）。これは、平成28年においては、戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワークの拡大など、官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促したものである。

なお、観光を目的とした新規入国者数について国籍・地域別に見ると、韓国が444万3,044人（24.3%）と最も多く、以下、中国379万2,547人（20.7%）、台湾374万585人（20.4%）、中国（香港）169万4,290人（9.3%）、タイ81万4,704人（4.5%）の順となっており、これら5つの国籍・地域の観光客で全体の7割を超えている（**図表6**）。

図表5 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移



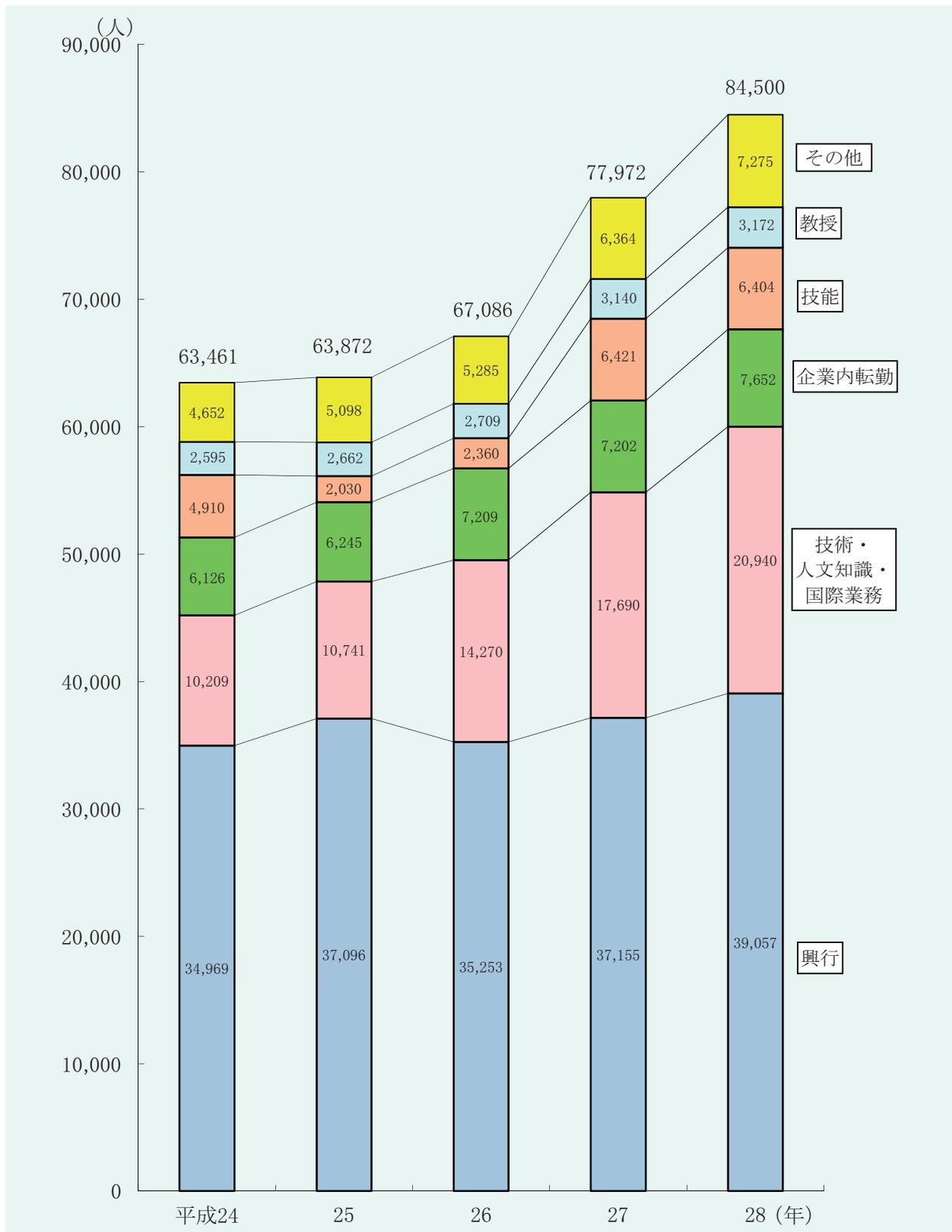
図表6 観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（平成28年）



イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

平成28年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数は8万4,500人であり、27年と比べ6,528人（8.4%）増加している（図表7）。

図表7 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移



(注1) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

(注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注3) 平成24年から26年までの「技術・人文知識・国際業務」の数値は「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

平成28年における新規入国者数全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は0.4%である。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

a 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」(資料編5統計(1)3-1, 4-1)

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での平成28年における新規入国者数は、「技術・人文知識・国際業務」2万940人、「企業内転勤」7,652人の計2万8,592人となっており、27年と比べ、「技術・人文知識・国際業務」は3,250人(18.4%)増加、「企業内転勤」は450人(6.2%)増加している。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、中国5,016人(24.0%)、ベトナム2,839人(13.6%)、韓国2,487人(11.9%)、インド1,696人(8.1%)の順となっており、これら4か国で「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数全体の57.5%を占めている。

さらに、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると、中国2,448人(32.0%)、フィリピン899人(11.7%)、韓国631人(8.2%)、インド579人(7.6%)の順となっている。

b 「興行」(資料編5統計(1)5-1)

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成28年は27年と比べ1,902人(5.1%)増加の3万9,057人となっており、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中では最も大きな割合を占めている。

平成28年における「興行」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国7,221人(18.5%)、米国6,155人(15.8%)、フィリピン3,961人(10.1%)、英国2,998人(7.7%)の順となっている。

c 「技能」(資料編5統計(1)6-1)

外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成28年は27年と比べ17人(0.3%)減少の6,404人となった。

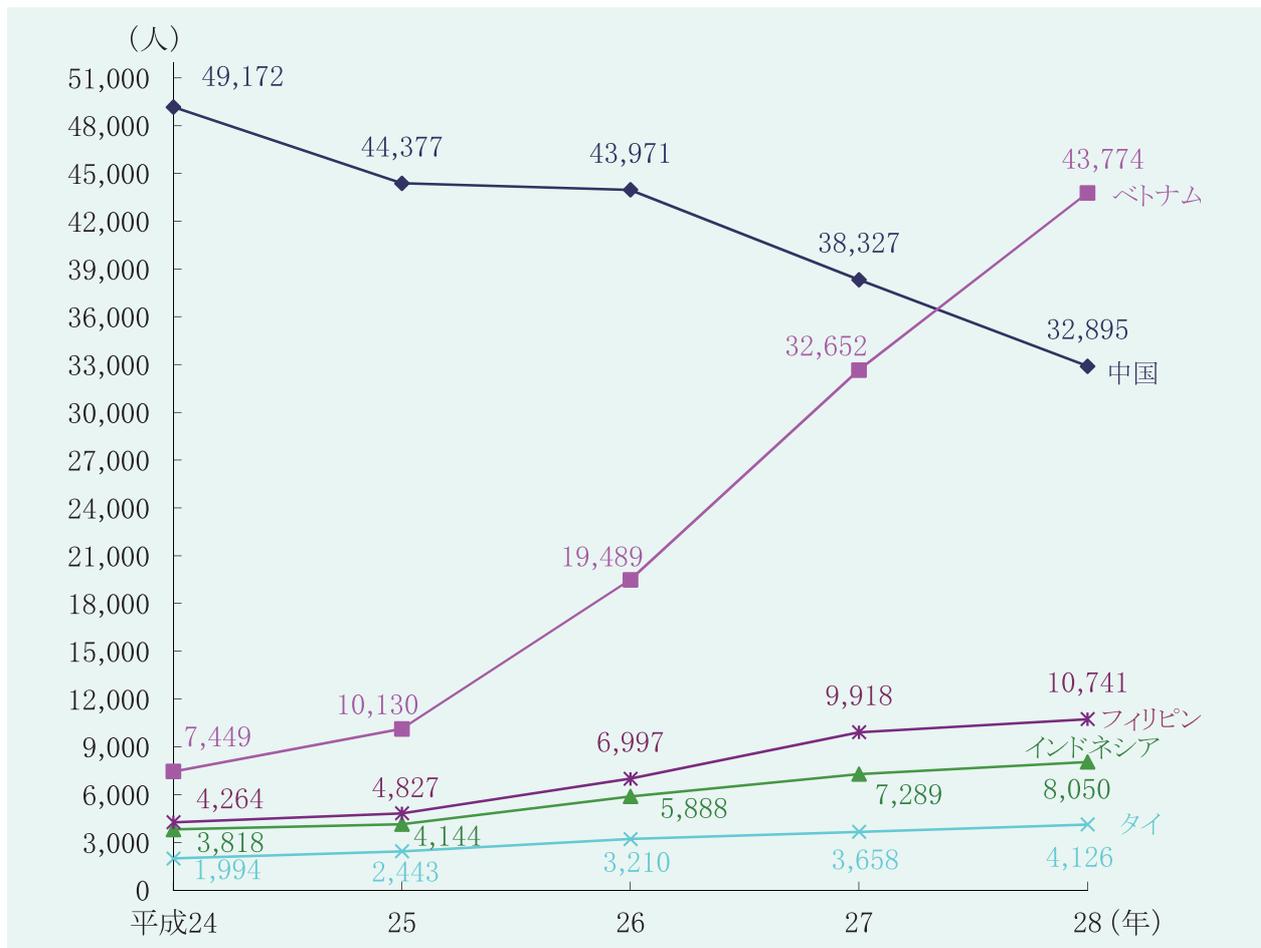
平成28年における「技能」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると、ネパール2,806人(43.8%)、インド573人(8.9%)、中国491人(7.7%)、エストニア293人(4.6%)の順となっており、これら4か国で「技能」の在留資格による新規入国者数全体の65.0%を占めている。

ウ 「技能実習1号」(資料編5統計(1)7-1)

平成28年における「技能実習1号」の在留資格による新規入国者数は10万6,118人であり、27年と比べ9,131人(9.4%)増加している。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが4万3,774人で全体の41.3%を占め、以下、中国3万2,895人(31.0%)、フィリピン1万741人(10.1%)、インドネシア8,050人(7.6%)、タイ4,126人(3.9%)の順となっている(図表8)。

図表8 「技能実習1号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移

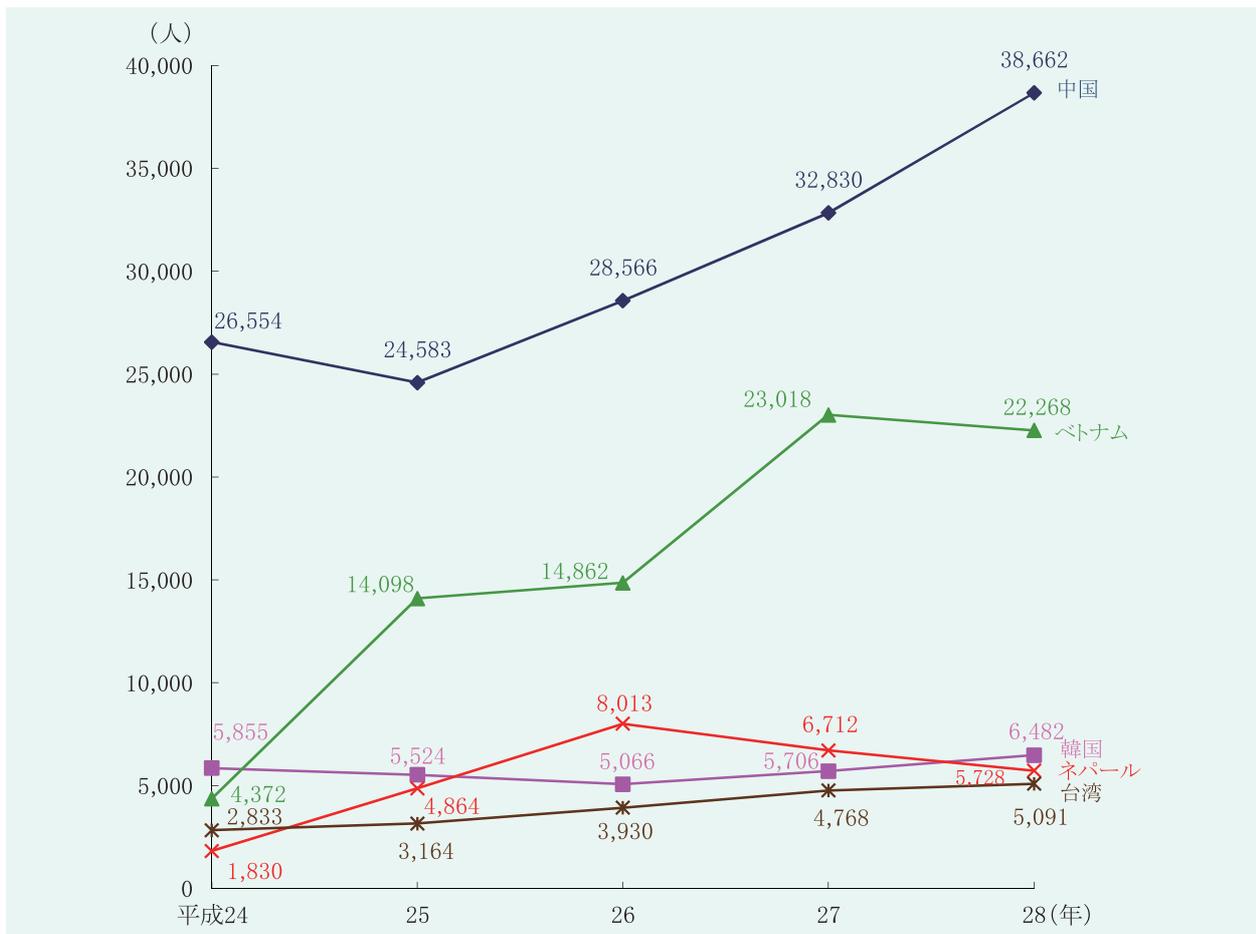


エ 「留学」(資料編5統計(1)9-1)

平成28年における「留学」の在留資格による新規入国者数は、27年と比べ8,590人(8.6%)増加の10万8,146人となっており、上位5か国・地域をアジアからの学生が占めている(72.3%)。

国籍・地域別に見ると、中国が3万8,662人で全体の35.7%を占め、以下、ベトナム2万2,268人(20.6%)、韓国6,482人(6.0%)、ネパール5,728人(5.3%)、台湾5,091人(4.7%)となっている(図表9)。

図表9 「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移



オ 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編5統計（1）13-1，14-1）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある（「永住者」の在留資格は，外国人の入国時点で付与されることはない（入管法第7条第1項第2号））。

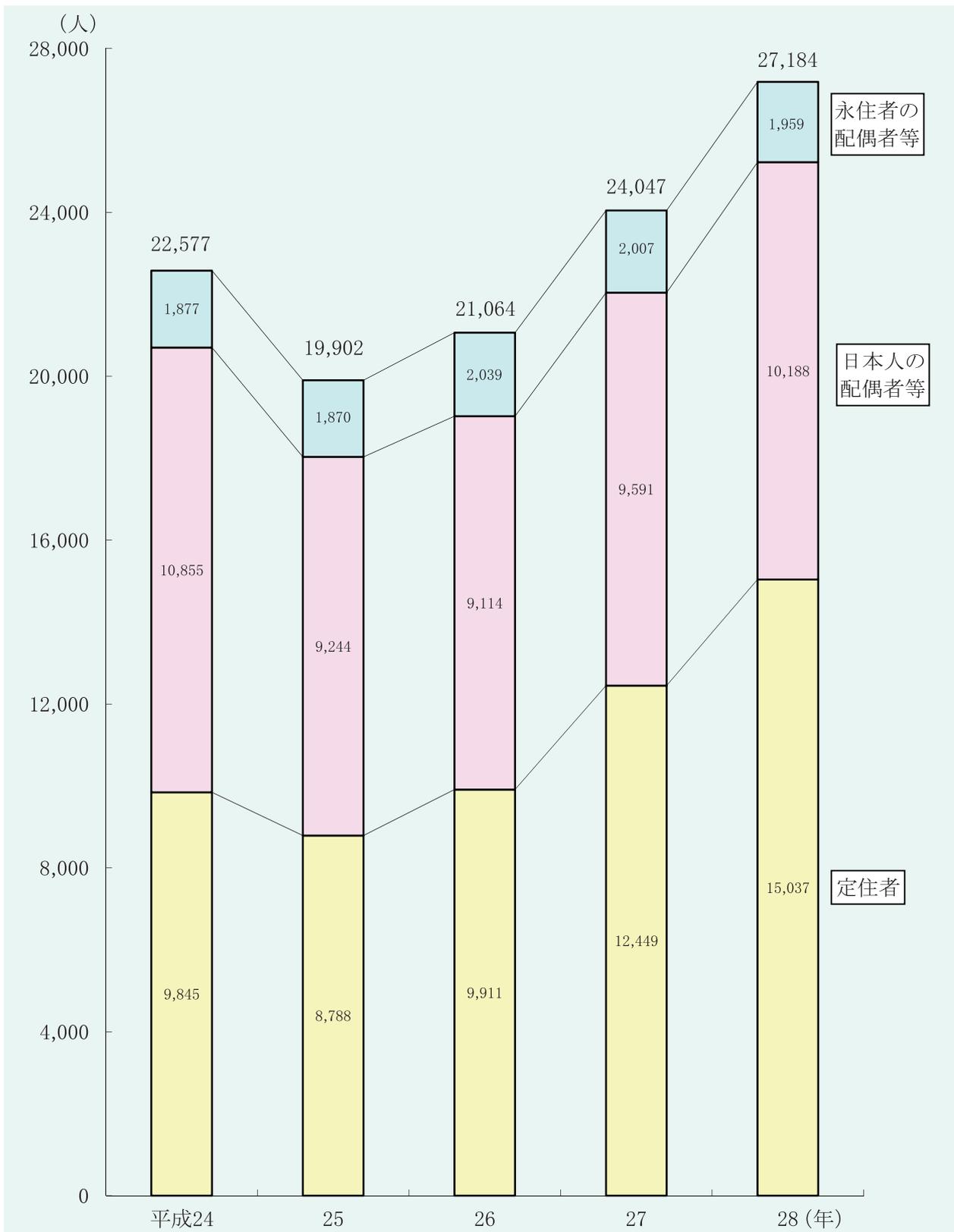
平成28年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は1万188人，「永住者の配偶者等」の在留資格は1,959人となっており，27年と比べ「日本人の配偶者等」は597人（6.2%）増加し，「永住者の配偶者等」は48人（2.4%）減少している。

平成28年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は1万5,037人で27年と比べ2,588人（20.8%）増加している（図表10）。

「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，中国が2,412人（23.7%）と最も多く，以下，ブラジル2,308人（22.7%），フィリピン1,926人（18.9%）となっている。

また，「定住者」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，ブラジルが8,591人（57.1%）と最も多く，以下，フィリピン2,767人（18.4%），中国1,925人（12.8%）となっている。

図表10 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



2 特例上陸

平成28年における特例上陸の許可をした件数は474万9,924件であり、27年と比べ122万1,965件（34.6%）増と大幅に増加している。

このうち、乗員上陸許可をした件数は279万348件、船舶観光上陸許可を受けた件数は193万6,469件であり、両方を合わせると特例上陸の許可をした件数全体の99.5%と大部分を占めている（図表11）。

図表11 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成24	25	26	27	28
総数		2,204,644	2,165,112	2,452,119	3,527,959	4,749,924
寄港地上陸		136,916	76,378	257,873	15,944	16,694
船舶観光上陸					1,071,724	1,936,469
通過上陸		2,862	2,571	3,372	5,150	5,871
乗員上陸		2,064,409	2,085,701	2,190,439	2,434,617	2,790,348
緊急上陸		370	318	360	434	473
遭難上陸		82	142	74	86	68
一時庇護上陸		5	2	1	4	1

(注) 平成27年1月1日から、船舶観光上陸許可が新設された。

以下では、特例上陸の許可を種類別に見ることとする。

(1) 寄港地上陸の許可

平成28年における寄港地上陸の許可をした件数は1万6,694件であり、27年と比べ750件（4.7%）増加している。

(2) 船舶観光上陸の許可

平成28年における船舶観光上陸の許可をした件数は193万6,469件であり、27年と比べ86万4,745件（80.7%）増と大幅に増加している。

なお、船舶観光上陸の許可制度は平成27年1月から運用を開始している。

(3) 通過上陸の許可

平成28年における通過上陸の許可をした件数は5,871件であり、27年と比べ721件（14.0%）増加している。

(4) 乗員上陸の許可

平成28年における乗員上陸の許可をした件数は279万348件であり、27年と比べ35万5,731件（14.6%）増加している。

(5) 緊急上陸の許可

平成28年における緊急上陸の許可をした件数は473件であり、27年と比べ39件（9.0%）増加している。

(6) 遭難による上陸の許可

平成28年における遭難による上陸の許可をした件数は68件であり、27年と比べ18件（20.9%）減少している。

(7) 一時庇護のための上陸の許可

平成28年における一時庇護のための上陸の許可をした件数は1件であり、27年と比べ3件（75.0%）減少している。

3 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、平成28年では2,080万8,527人となっており、27年と比べ330万1,795人（18.9%）増加している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は1,989万5,977人で、全体の95.6%と大部分を占め、さらに、3か月以内の出国者数で見ると2,063万2,862人と、全体の99.2%に及んでいる（**図表12**）。

図表12 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成24	25	26	27	28
総	数	7,403,884	9,395,836	12,148,890	17,506,732	20,808,527
15	日	6,820,277	8,769,160	11,446,502	16,677,056	19,895,977
	以					
	内					
15日を超えて	1月以内	244,373	282,118	330,820	425,450	483,187
1月を超えて	3月以内	189,873	196,285	214,865	238,018	253,698
3月を超えて	6月以内	31,638	30,690	34,899	41,322	45,730
6月を超えて	1年以内	32,259	35,711	36,569	39,855	41,692
1年を超えて	3年以内	57,275	56,498	59,692	63,822	64,029
3年を超える		26,879	24,374	24,476	20,183	23,140
不	詳	1,310	1,000	1,067	1,026	1,074

第2節 上陸審判状況

1 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理



上陸口頭審理風景

平成28年における口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は8,880件であり、27年と比べ714件（8.7%）増加している。

その内訳を見ると、口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請等（入管法第7条第1項第2号不適合）入国目的に疑義のある事案で、このような事案は平成27年より980件（19.5%）増加して6,014件であり、

新規受理件数の67.7%を占めている。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（入管法第7条第1項第1号不適合）疑いのある事案が1,723件で、平成27年と比べ292件（14.5%）減少し、新規受理件数の19.4%を占めている。さらに、上陸拒否事由に該当する（入管法第7条第1項第4号不適合）疑いのある事案は1,141件で、平成27年と比べ24件（2.1%）増加し、新規受理件数の12.8%となっている。また、平成19年11月20日から法で義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ（入管法第7条第4項該当）事案の平成28年における特別審理官への引渡しは、2件であった（**図表13**）。

図表13 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

上陸条件		年				
		平成24	25	26	27	28
総	数	8,087	6,675	7,567	8,166	8,880
偽変造旅券・査証行使等 （7条1項1号不適合）		1,583	1,466	1,905	2,015	1,723
虚偽申請等 （7条1項2号不適合）		5,473	4,118	4,582	5,034	6,014
申請に係る在留期間不適合 （7条1項3号不適合）		2	0	7	0	0
上陸拒否事由該当 （7条1項4号不適合）		1,028	1,091	1,073	1,117	1,141
個人識別情報提供をしない者 （7条4項該当）		1	0	0	0	2

(件)

平成28年における口頭審理の処理状況^(注)を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は1,740件で、27年と比べ113件（6.9%）増加している。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は4,846件で、平成27年と比べ1,154件（31.3%）増加している。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は1,827件で、平成27年と比べ547件（23.0%）減少している（**図表14**）。

図表14 口頭審理の処理状況の推移

		(件)				
区分	年	平成24	25	26	27	28
総	数	8,109	6,677	7,567	8,164	8,875
上	陸	2,179	2,423	2,255	1,627	1,740
退	去	1,606	2,079	2,730	3,692	4,846
異	議	3,901	1,819	2,161	2,374	1,827
上	陸	318	286	348	391	363
そ	の	105	70	73	80	99

(注) 「その他」は、事件を他の地方入国管理官署に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が中止・中止となった数等である。

2 被上陸拒否者

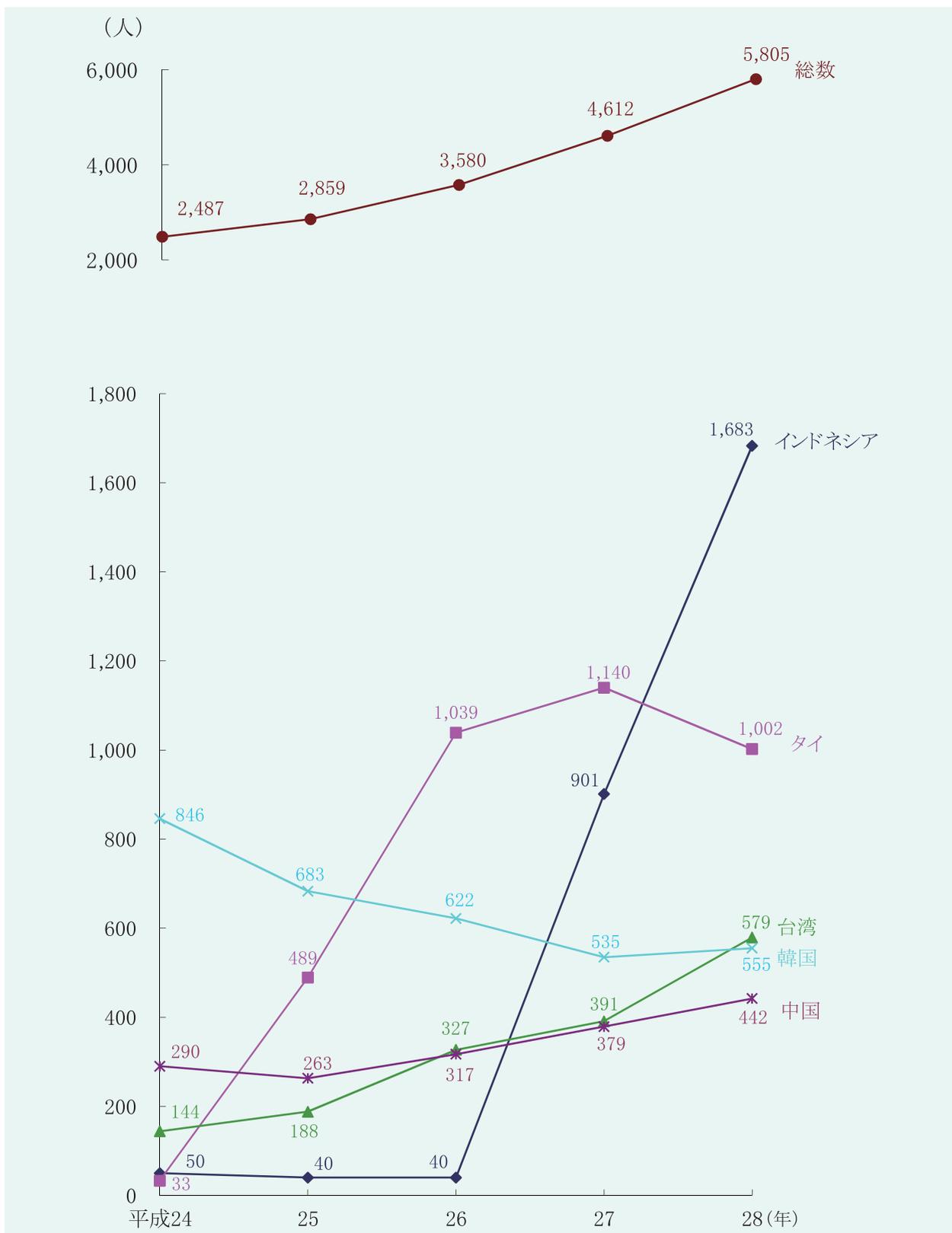
被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議の申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成28年における被上陸拒否者数は5,805件で、27年と比べ1,193件（25.9%）増加している。

被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると、インドネシア1,683人（29.0%）、タイ1,002人（17.3%）、台湾579人（10.0%）の順となっており、上位3か国で全体の56.2%を占めている（**図表15**）。平成27年に引き続きインドネシアが大幅に増加しているのは、26年12月1日から査証緩和措置として15日以内の短期滞在について査証を免除したことの影響と思われる。

(注) 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移（図表13）の総数と口頭審理の処理状況の推移（図表14）の総数が一致しない部分があるのは、例えば、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合など、事案によって口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

図表15 主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移



3 上陸特別許可

法務大臣が平成28年に上陸を特別に許可した件数は1,418件で、27年と比べ528件（27.1%）減少している（図表16）。

図表16 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分		年		平成24	25	26	27	28	
		平成24	25	26	27	28			
異議の申出(注)				3,910	1,871	2,179	2,386	1,845	
裁決結果	理由あり(上陸許可)			22	21	22	15	12	
	理由なし	退去			333	340	366	348	347
		上陸特別許可			3,440	1,442	1,746	1,946	1,418
取下げ				63	50	33	59	57	
未済				52	18	12	18	11	

(注) 異議の申出件数には前年未済の件数を含む。

第3節 入国事前審査状況

1 査証事前協議

査証事前協議の処理件数は、平成28年は6,614件で、27年と比べ307件（4.9%）増加している。

2 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成28年は41万8,764件で、27年と比べ3万4,182件（8.9%）増加している。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査を合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている（図表17）。

図表17 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分		年		平成24	25	26	27	28
		平成24	25	26	27	28		
査証事前協議				4,910	4,635	4,741	6,307	6,614
在留資格認定証明書交付申請				266,273	282,428	290,119	384,582	418,764

第2章 外国人の在留の状況

第1節 在留外国人数

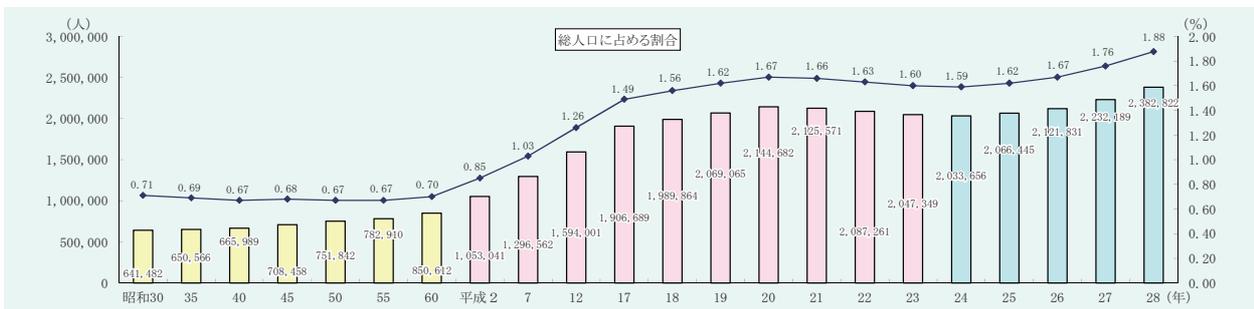
1 在留外国人数

外国人入国者数が外国人の「フロー」に関する統計であるとする、在留外国人数は、ある時点において外国人がどれだけ在留しているかを示す「ストック」に関する統計といえる。

我が国における平成28年末現在の中長期在留者（後記資料編1第4節1参照）数は204万3,872人、特別永住者数は33万8,950人で、これらを合わせた在留外国人数は238万2,822人であり、27年末現在と比べ15万633人（6.7%）増加している。

また、平成28年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,693万人（平成28年10月1日現在人口推計（総務省統計局））に対し1.88%となっており、27年末の1.76%と比べ0.12ポイント高くなっている（図表18）。

図表18 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



（注1）本数値は、各年12月末現在の統計である。

（注2）昭和60年末までは、外国人登録者数、平成2年末から23年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、24年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

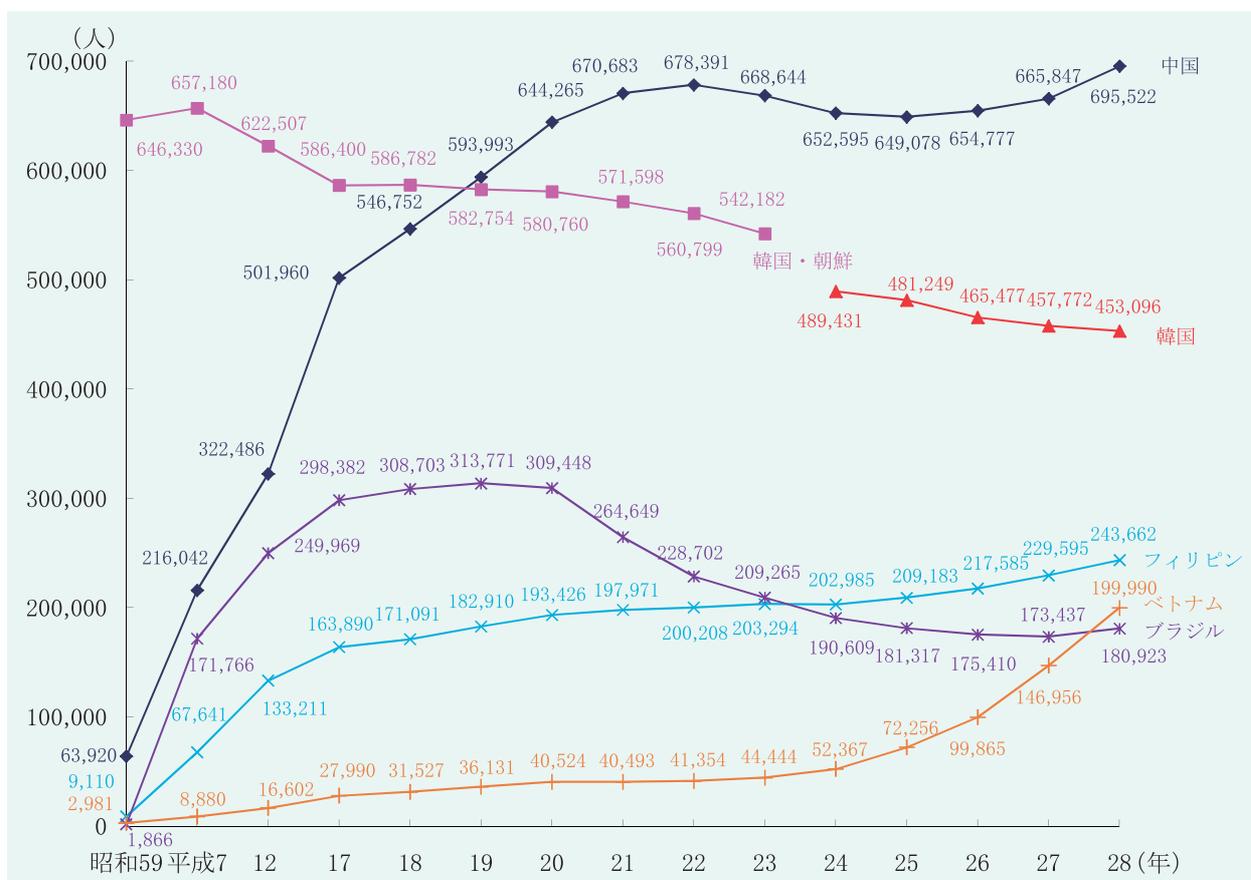
（注3）「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

2 国籍・地域別

平成28年末現在における在留外国人数について国籍・地域別に見ると、中国が69万5,522人で全体の29.2%を占め、以下、韓国45万3,096人（19.0%）、フィリピン24万3,662人（10.2%）、ベトナム19万9,990人（8.4%）、ブラジル18万923人（7.6%）の順となっている。

年別の在留外国人数の推移を見ると、中国は増加傾向にあり、平成28年末は27年末と比べ2万9,675人（4.5%）の増加となった。また、韓国は減少傾向にあり、平成28年末は27年末と比べ4,676人（1.0%）の減少となった。このほか、フィリピンは、平成28年末は27年末と比べ1万4,067人（6.1%）の増加、ベトナムは22年末以降増加傾向が続いており、28年末は27年末と比べ5万3,034人（36.1%）増と大幅に増加している。また、ブラジルは平成19年末にピークとなって以来減少傾向が続いていたが、28年末は27年末と比べ7,486人（4.3%）増加している（図表19）。

図表19 主な国籍・地域別在留外国人数の推移



(注1) 平成23年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、24年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(注2) 平成23年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり、24年末以降の「中国」は台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。

(注3) 平成23年末の統計までは、韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが、24年末の統計からは、「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

3 目的（在留資格）別

(1) 「永住者」・「特別永住者」（資料編5統計（1）12）

平成28年末現在の在留外国人数のうち最も多いのは、「永住者」（特別永住者を除く。）で、27年末と比べ2万6,611人（3.8%）増の72万7,111人であり、全体の30.5%を占めている（図表20）。

「永住者」については、平成24年末から28年末までの推移を見ると一貫して増加しており、28年末には、24年末の62万4,501人と比べ10万2,610人（16.4%）増加している。

また、「永住者」を国籍・地域別に見ると、平成28年末では、中国が23万8,438人と最も多く、以下、フィリピン、ブラジル、韓国、ペルーの順となっている。

一方、平成18年まで最大構成比を占めていた特別永住者数は、年々減少しており、在留外国人数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により、在留外国人全体に占める割合が低下傾向にあり、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

図表20 在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格		年	平成24	25	26	27	28
総	数		2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822
中長期在留者	教 授		7,787	7,735	7,565	7,651	7,463
	芸 術		438	432	409	433	438
	宗 教		4,051	4,570	4,528	4,397	4,428
	報 道		223	219	225	231	246
	高度専門職1号イ					297	731
	高度専門職1号ロ					1,144	2,813
	高度専門職1号ハ					51	132
	高度専門職2号					16	63
	経 営 ・ 管 理		12,609	13,439	15,184	18,109	21,877
	法 律 ・ 会 計 業 務		159	149	143	142	148
	医 療		412	534	695	1,015	1,342
	研 究		1,970	1,910	1,841	1,644	1,609
	教 育		10,121	10,076	10,141	10,670	11,159
	技術・人文知識・国際業務					137,706	161,124
	技 術		42,273	43,038	45,892		
	人文知識・国際業務		69,721	72,319	76,902		
	企 業 内 転 勤		14,867	15,218	15,378	15,465	15,772
	興 行		1,646	1,662	1,967	1,869	2,187
	技 能		33,863	33,425	33,374	37,202	39,756
	技能実習1号イ		4,121	3,683	4,371	4,815	4,943
	技能実習1号ロ		59,160	57,997	73,145	87,070	97,642
	技能実習2号イ		2,869	2,788	2,553	2,684	3,207
	技能実習2号ロ		85,327	90,738	87,557	98,086	122,796
	文 化 活 動		2,320	2,379	2,614	2,582	2,704
	留 学		180,919	193,073	214,525	246,679	277,331
	研 修		1,804	1,501	1,427	1,521	1,379
	家 族 滞 在		120,693	122,155	125,992	133,589	149,303
特 定 活 動		20,159	22,673	28,001	37,175	47,039	
永 住 者		624,501	655,315	677,019	700,500	727,111	
日本人の配偶者等		162,332	151,156	145,312	140,349	139,327	
永住者の配偶者等		22,946	24,649	27,066	28,939	30,972	
定 住 者		165,001	160,391	159,596	161,532	168,830	
特 別 永 住 者		381,364	373,221	358,409	348,626	338,950	

(注1) 平成27年4月1日から「高度専門職(1号イ、ロ、ハ及び2号)」が新設された。

(注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

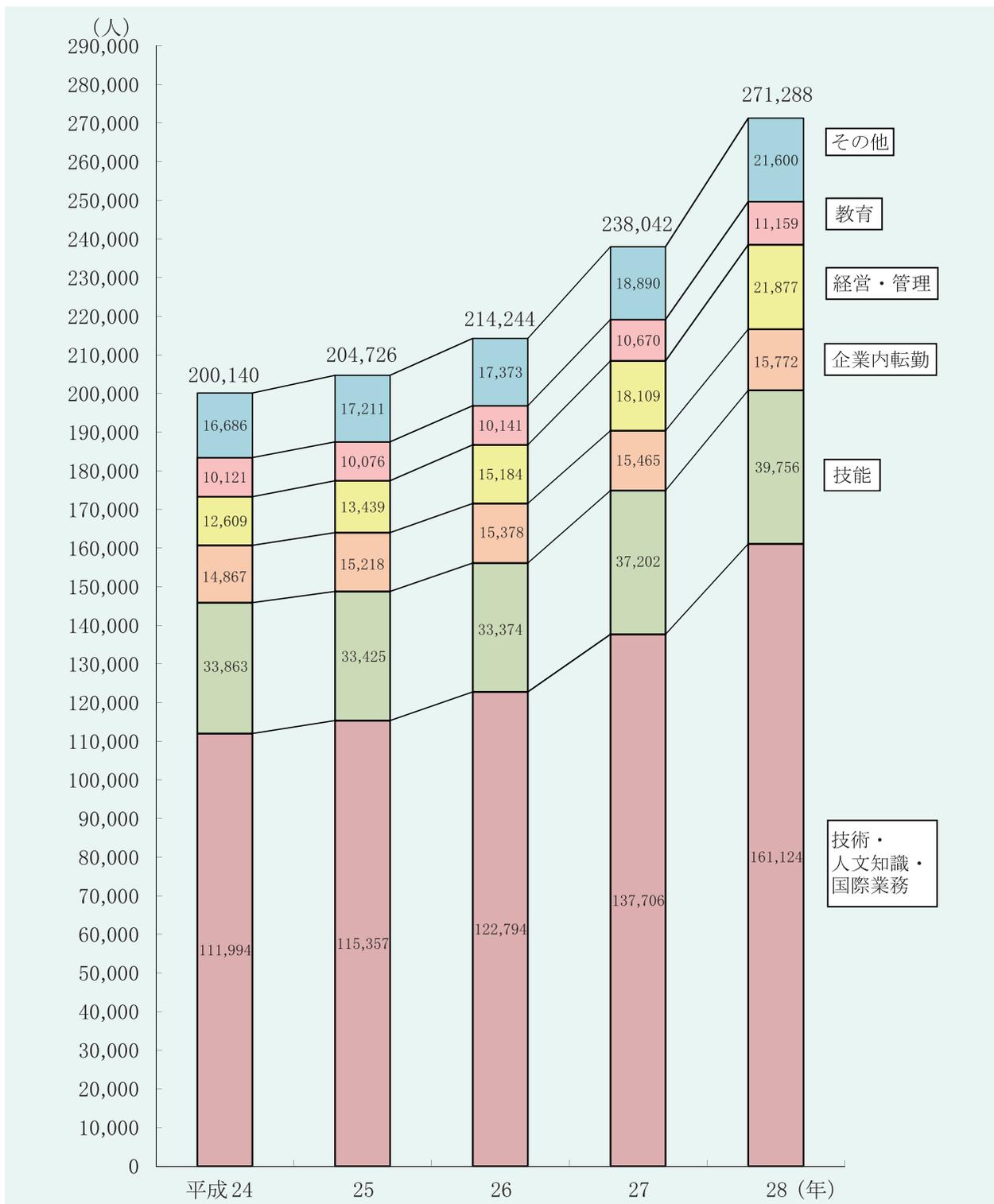
(2) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

平成28年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第一の一の表及び二の表に掲げる在留資格のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）を持つ中長期在留者数は27年末と比べ3万3,246人（14.0%）増の27万1,288人（11.4%）で、24年以降増加傾向が続いている（**図表21**）。

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術・人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は、平成28年末現在、「技術・人文知識・国際業務」が16万1,124人、「企業内転勤」が1万5,772人であり、27年末と比べ、それぞれ2万3,418人（17.0%）、307人（2.0%）増加している。

平成28年末現在において、「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の中長期在留者数が専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中長期在留者総数に対して占める割合は、それぞれ59.4%、5.8%となっている。

図表21 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移



(注1) 法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。
 (注2) 法改正により、平成27年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。
 (注3) 平成24年から26年までの「技術・人文知識・国際業務」の数値は「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。
 (注4) 平成28年版に掲載している本表「専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移」の平成27年の「総数」及び「その他」について、以下のとおり誤った数値（人数）が掲載されていますのでご注意願います。
 (正) 平成27年 総数：238,042 その他：18,890
 (誤) 平成27年 総数：236,534 その他：17,382

(3) 「技能実習」(資料編5統計(1)7-2, 8)(注)

平成28年末現在における「技能実習1号」の在留資格による中長期在留者数は10万2,585人で、27年末と比べ1万700人(11.6%)増加している。これを国籍・地域別に見ると、ベトナムが4万3,868人で全体の42.8%を占めており、以下、中国3万999人(30.2%)、フィリピン1万165人(9.9%)、インドネシア7,890人(7.7%)と続いている。

平成28年末現在における「技能実習2号」の在留資格による中長期在留者数は12万6,003人で、27年末と比べ2万5,233人(25.0%)増加している。これを国籍・地域別に見ると、中国が4万9,858人で全体の39.6%を占めており、以下、ベトナム4万4,343人(35.2%)、フィリピン1万2,509人(9.9%)、インドネシア1万835人(8.6%)の順となっている。

(4) 「留学」(資料編5統計(1)9-2)

平成28年末現在における「留学」の在留資格による中長期在留者数は、27万7,331人で、27年末と比べ3万652人(12.4%)増加しており、在留外国人数全体の11.6%を占めている。これを国籍・地域別に見ると、中国が11万5,278人で全体の41.6%を占めており、これにベトナムが6万2,422人(22.5%)で続いている。

(5) 身分又は地位に基づいて在留する外国人(資料編5統計(1)13-2, 14-2)

平成28年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格による中長期在留者数は13万9,327人で、在留外国人全体の5.8%を占めている。平成24年末から28年末までの推移を見ると減少傾向が続いており、28年末は27年末と比べ1,022人(0.7%)減少している。

これを国籍・地域別に見ると、中国が3万2,479人で全体の23.3%を占めており、以下、フィリピン2万6,687人(19.2%)、ブラジル1万5,917人(11.4%)の順となっており、これら3か国の平成24年末から28年末までの推移を見ると、中国及びフィリピンは減少傾向が続いているが、ブラジルは28年末に増加に転じている。

平成28年末現在における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は16万8,830人で在留外国人全体の7.1%を占めており、24年末から28年末までの推移を見ると26年末までは減少傾向にあったが、27年末から増加に転じ、28年末は27年末と比べ7,298人(4.5%)増加している。

これを国籍・地域別に見ると、ブラジルが4万9,542人(29.3%)を占めており、以下、フィリピン4万7,663人(28.2%)、中国2万7,140人(16.1%)が続いている。

(注) 「技能実習1号」は「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を、また、「技能実習2号」は「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」をそれぞれ合算した数である。

第2節 在留審査の状況

在留審査業務関係諸申請の許可総数は、平成28年は、27年と比べ8万8,973件（9.3%）増加し、104万2,879件となった（図表22）。

図表22 在留審査業務許可件数の推移

区分		年					(件)
		平成24	25	26	27	28	
総	数	999,184	834,024	867,760	953,906	1,042,879	
在留資格変更		124,192	135,289	142,700	159,235	180,480	
在留期間更新		407,570	426,016	443,703	487,440	532,800	
永住		42,029	45,066	35,697	39,726	35,595	
特別永住		147	113	103	94	84	
在留資格取得		8,235	8,724	9,866	9,862	12,010	
再入国		270,091	54,182	48,225	37,835	31,553	
資格外活動		146,920	164,634	187,466	219,714	250,357	

(注1) 「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

(注2) 「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可数である。

(注3) 「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

(注4) 平成28年版に掲載している本表「在留審査業務許可件数の推移」の平成27年の「総数」、「永住」及び「特別永住」について、以下のとおり誤った数値（件数）が掲載されていますのでご注意ください。

(正) 平成27年 総数：953,906 永住：39,726 特別永住：94

(誤) 平成27年 総数：954,004 永住：39,820 特別永住：98



在留審査窓口風景

1 在留資格の変更許可

平成28年に在留資格変更許可をした件数は18万480件で、27年と比べ2万1,245件（13.3%）増加している。

（1）留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、「留学」の在留資格により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者も少なくない。

平成28年に就職を目的として在留資格変更の許可をした数は1万9,435人で、27年と比べ3,778人（24.1%）増加している。平成15年以降一貫して増加傾向にあったところ、世界的な不況の影響を受け、20年をピークに減少に転じたが、その後、順調に回復し、28年には過去最高を更新している。

在留資格別に見ると、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可をした数が1万7,353人（89.3%）で最も多く、平成27年と比べ3,562人（25.8%）増加している（**図表23**）。

図表23 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

(人)

在留資格	年	平成24	25	26	27	28
総数		10,969	11,647	12,958	15,657	19,435
技術・人文知識・国際業務					13,791	17,353
人文知識・国際業務		7,565	7,962	8,758		
技術		2,227	2,428	2,748		
経営・管理		356	321	383	682	916
教授		588	634	704	684	598
医療		29	90	114	234	257
研究		119	107	124	102	87
教育		41	51	59	73	87
高度専門職					17	27
宗教		9	16	8	20	14
芸術		3	4	6	18	3
公用		10	1	5	3	2
その他		22	33	49	33	91

(注) 法改正により、平成27年4月1日以降、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

国籍・地域別に見ると、中国が1万1,039人と全体の56.8%を占め、次いでベトナム2,488人（12.8%）、韓国1,422人（7.3%）の順となっている（**図表24**）。

図表24 国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総	数	10,969	11,647	12,958	15,657	19,435
中	国	7,032	7,637	8,347	9,847	11,039
ベトナム		302	424	611	1,153	2,488
韓	国	1,417	1,227	1,234	1,288	1,422
ネパール		224	293	278	503	1,167
台	湾	352	360	514	649	689
タイ		170	167	171	200	238
インドネシア		107	111	124	147	214
ミャンマー		106	122	129	160	183
スリランカ		91	95	87	121	177
フィリピン		42	41	65	126	168
その他		1,126	1,170	1,398	1,463	1,650

(注) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 「技能実習2号」への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、外国人が、雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設された制度である。

技能実習制度については、平成29年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）に基づき新たな制度に移行しているところ、技能実習法施行前の旧制度においても、現行制度と同様、「技能実習1号」により修得した技能等に更に習熟するため、既に修得した技能等を要する業務に従事する場合には、「技能実習2号」への在留資格変更許可が必要とされていた。

「技能実習2号」の対象となる技能等については、公的に評価ができ、かつ、技能実習生送出国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には、平成29年9月29日現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等55職種及び国家試験ではないが厚生労働省人材開発統括官が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等22職種の合計77職種となっている。

平成28年中の「技能実習2号」への移行者数は27年と比べ1万3,280人（21.5%）増加し、7万5,089人となっており、5年に技能実習制度が創設されてから28年末までの「技能実習2号」（平成21年の入管法改正以前の「特定活動」を含む。）への移行者数の累計は76万人を超えている。

平成28年に「技能実習2号」への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると、ベトナム2万8,457人（37.9%）、中国2万7,180人（36.2%）、フィリピン7,705人（10.3%）、インドネシア6,069人（8.1%）、タイ2,025人（2.7%）の順となっており、職種別では、溶接、婦人子供服製造、耕種農業の順になっている（図表25、26）。

図表25 国籍・地域別「技能実習2号」への移行者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総数		48,752	48,792	49,536	61,809	75,089
ベトナム		5,520	5,861	8,664	16,968	28,457
中国		36,448	35,463	31,822	31,055	27,180
フィリピン		2,550	2,937	3,380	5,216	7,705
インドネシア		2,689	2,979	3,440	4,997	6,069
タイ		913	925	1,411	1,741	2,025
その他		632	627	819	1,832	3,653

(注) 表中「中国」には台湾, 中国(香港), 中国(その他)は含まない。

図表26 職種別「技能実習2号」への移行者数の推移

(人)

職種	年	平成24	25	26	27	28
総数		48,752	48,792	49,536	61,809	75,089
溶接		4,053	3,824	3,951	6,224	7,403
婦人子供服製造		8,095	8,141	7,349	7,292	7,305
耕種農業		4,998	5,510	5,537	6,325	7,077
プラスチック成形		3,255	3,135	3,330	4,073	4,459
とび		866	994	1,274	2,073	3,263
機械加工		2,526	2,245	2,310	2,929	3,250
非加熱性水産加工食品製造業		2,271	2,540	2,406	2,792	2,910
電子機器組立て		2,310	1,884	1,294	2,056	2,809
塗装		1,379	1,297	1,357	1,808	2,386
金属プレス加工		1,928	1,759	1,685	2,140	2,297
加熱性水産加工食品製造業		1,650	1,840	1,862	2,122	2,290
鉄筋施工		812	856	1,128	1,640	2,116
型枠施工		532	739	886	1,451	2,105
畜産農業		1,143	1,231	1,268	1,460	1,710
惣菜製造業		0	0	0	71	1,655
その他		12,934	12,797	13,899	17,353	22,054

2 在留期間の更新許可

平成28年に在留期間更新許可をした件数は53万2,800件で、27年と比べ4万5,360件(9.3%)増加している。

3 永住許可

平成28年中に永住許可をした件数は3万5,595件で、19年に過去最高の6万509件となつて以降、増減を繰り返しており、28年は27年と比べ4,131件（10.4%）減少している（図表27）。

図表27 国籍・地域別永住許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総	数	42,029	45,066	35,697	39,726	35,595
中	国	17,471	19,799	15,670	16,635	15,285
フ	ィ	7,373	6,385	4,769	5,455	4,795
リ	ピ					
ン						
ブ	ラ	4,867	4,572	4,030	4,822	3,866
ジ	ル					
韓	国	2,902	3,378	2,697		
・	朝					
鮮						
韓	国				2,978	2,731
ベ	ト	876	1,068	926	967	994
ナ	ム					
ム						
そ	の	8,540	9,864	7,605	8,869	7,924
他						

(注1) 「中国」は、中国（香港）、中国（その他）を含み、台湾のうち、既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カードの交付を受けた者を除いた数である。

(注2) 平成27年からは「韓国」と「朝鮮」を分けて公表している。

(注3) 本表には特別永住許可件数は含まない。

4 在留資格の取得許可

平成28年に在留資格取得許可をした件数は1万2,010件で、27年と比べ2,148件（21.8%）増加している。

5 再入国許可

平成28年に再入国許可をした件数は3万1,553件で、27年と比べ6,282件（16.6%）減少している。

再入国許可を受けた外国人は、平成23年をピークに減少しているが、これは、24年7月に施行された改正入管法において「みなし再入国許可制度」が導入されたことにより、有効な旅券及び在留カード等を所持する外国人は、出国する際に、出国後1年以内（特別永住者は2年以内）に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなったことによる。

なお、平成28年に再入国許可により我が国を出国した外国人は220万8,626人であったところ、そのうち、みなし再入国許可により出国した者は208万6,717人となっており、全体の94.5%を占めている。

6 資格外活動の許可

平成28年に資格外活動許可をした件数は25万357件で、27年と比べ3万643件（13.9%）増加している。

第3節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数

1 在留カード

平成28年における在留カードの交付件数は109万3,462件であった。これを項目別に見ると、上陸・在留資格関係許可によるものが104万439件であり、全体の95.2%を占めており、以下、再交付申請によるものが3万7,906件（3.5%）、有効期間更新によるものが1万682件（1.0%）、住居地以外の記載事項変更届出によるものが4,305件（0.4%）の順となっている。

また、地方入国管理局管内別に見ると、東京局が61万4,894件であり、全体の56.2%を占めており、以下、名古屋局18万89件（16.5%）、大阪局13万8,140件（12.6%）、福岡局7万4,606件（6.8%）の順となっている（**図表28**）。

図表28 在留カード交付件数（平成28年）

地方入国管理局管内	総数	上陸・在留資格関係許可	住居地以外の記載事項変更届出	有効期間更新	再交付申請	切替交付申請	新規交付申請
総数	1,093,462	1,040,439	4,305	10,682	37,906	121	9
札幌	15,646	15,249	19	80	296	0	2
仙台	17,937	17,172	68	158	538	0	1
東京	614,894	584,152	2,284	5,476	22,902	77	3
名古屋	180,089	170,163	1,217	2,907	5,761	40	1
大阪	138,140	131,575	410	1,176	4,978	1	0
広島	40,398	38,938	129	299	1,028	2	2
高松	11,752	11,326	15	163	248	0	0
福岡	74,606	71,864	163	423	2,155	1	0

(件)

2 特別永住者証明書

平成28年における特別永住者証明書の交付件数は4万2,969件であった。これを項目別に見ると、有効期間更新によるものが3万1,616件で、全体の73.6%を占めており、以下、切替交付申請によるものが6,102件(14.2%)、再交付申請によるものが3,280件(7.6%)、住居地以外の記載事項変更届出によるものが1,010件(2.4%)の順となっている(図表29)。

図表29 特別永住者証明書交付件数(平成28年)

(件)

特別永住許可 (第4条)	特別永住許可 (第5条)	住居地以外の記載事項 変更届出	有効期間 更新	再交付 申請	切替交付 申請	新規交付 申請	事前交付 申請	総 数
808	102	1,010	31,616	3,280	6,102	51	0	42,969

第3章 技能実習制度の実施状況

第1節 制度の概要

技能実習制度は、開発途上国又は地域等の青壮年を一定期間受け入れ、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下本章において「技能等」という。）を修得、習熟又は熟達（以下本章において「修得等」という。）することを可能とし、当該青壮年が帰国後に我が国において修得等した技能等を活用することにより、当該国又は地域等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度である。

平成5年に創設された技能実習制度は、研修により一定水準以上の技能等を修得した外国人について、研修修了後、研修を受けた機関と同じ機関において、新たに雇用契約を結び、研修で修得した技能等をより実践的に修得できるようにしたものである。

研修生や技能実習生の受入機関の一部には、制度の本来の目的を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が指摘されたことを受けて、平成21年7月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」において、新たな在留資格「技能実習」が創設され、入国1年目から雇用関係の下、労働関係法令等が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。

しかしながら、依然として制度の趣旨を理解することなく、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策と誤解して使うものが後を絶たず、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘がされる一方で、対象職種の拡大、実習期間の延長等の技能実習制度の拡充に関する要望も寄せられる状況にあった。

そのため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習生に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の措置を盛り込むなどした技能実習法が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布されており、29年11月1日に施行されている。

第2節 不適正な事案への対処

入国管理局では、技能実習法施行前の旧制度に基づく技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の通知を行い、法務省令の規定等に基づいて、不正行為の類型に応じ、当該機関が技能実習生を受け入れることを、5年間、3年間又は1年間認めないこととしている。平成28年中に「不正行為」を通知した機関は239機関であった。

これを受入れ形態別に見ると、企業単独型が2機関（0.8%）、団体監理型が237機関（99.2%）であり、団体監理型での受入れについて、受入機関別では、監理団体が35機関（14.8%）、実習実施機関が202機関（85.2%）となっている（**図表30**）。

図表30 受入れ形態別「不正行為」機関数の推移

(機関)

受入れ形態		年				
		平成24	25	26	27	28
企業単独型		0	0	0	3	2
団体監理型	監理団体 (第一次受入機関)	9	20	23	32	35
	実習実施機関 (第二次受入機関)	188	210	218	238	202
計		197	230	241	273	239

「不正行為」の類型別では、「賃金等の不払」、「偽変造文書等の行使・提供」、「名義貸し」の順に多く、この3類型で全体の69.5%を占めている（**図表31**）。

このように、技能実習については、不適正な行為に及ぶ機関もいまだ相当数存在していることから、より適正な制度の運用に資するよう、技能実習法施行後の新制度では、関係機関との連携を密にしつつ、新たに設立した外国人技能実習機構において、実習実施者や監理団体に対し実地検査を実施し、制度のより一層の適正化に努めていくこととしている。

図表31 類型別「不正行為」件数（平成28年）

(件)

類型	企業単独型 (2機関)	団体監理型		計 (239機関)
		監理団体 (35機関)	実習実施機関 (202機関)	
暴行・脅迫・監禁	0	0	0	0
旅券・在留カードの取上げ	1	3	12	16
賃金等の不払	1	6	114	121
人権を著しく侵害する行為	1	1	4	6
偽変造文書等の行使・提供	0	26	68	94
保証金の徴収等	1	1	2	4
講習期間中の業務への従事	0	1	1	2
二重契約	0	0	0	0
技能実習計画との齟齬	0	3	35	38
名義貸し	0	4	47	51
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0		1	1
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査、相談体制構築等の不履行」		11		11
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	1	22	23
労働関係法令違反	0	0	13	13
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	2	1	3
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	4	59	320	383

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。

技能実習生の失踪者は増加傾向にあり、平成24年に2,005人であったものが、28年には5,058人と急増している。失踪の動機については、これまでの調査において、多くの者について、技能実習意欲が低く、より高い賃金を求めて失踪したことが判明しているところ、失踪を多く発生させている送出し機関や監理団体等からの技能実習生受入れに係る申請について、厳格に審査するなどして対応している（**図表32**）。

図表32 国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総	数	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058
ベトナム		496	828	1,022	1,705	2,025
中国		1,177	2,313	3,065	3,116	1,987
カンボジア					58	284
ミャンマー		7	7	107	336	216
インドネシア		124	114	276	252	200
その他		201	304	377	336	346

(注1) 表中「中国」には台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注2) 平成24年から26年までの「カンボジア」は「その他」に含まれる。

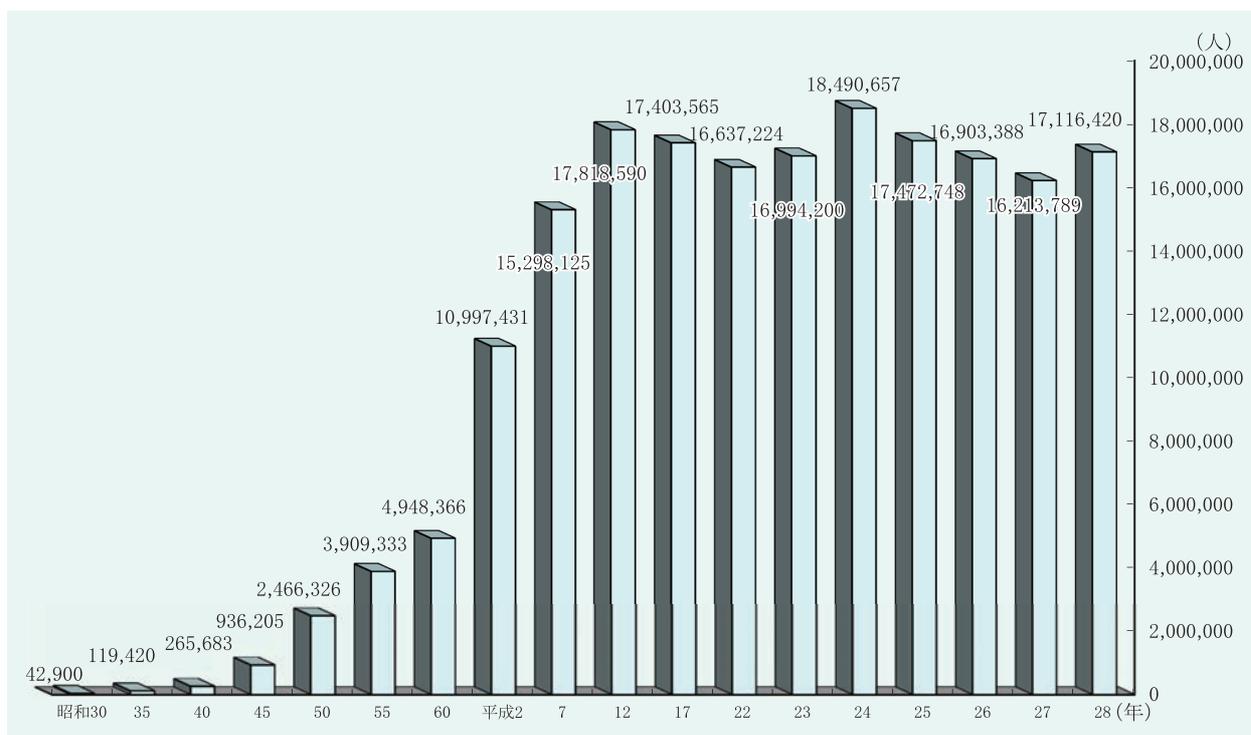
第4章 日本人の出帰国の状況

第1節 出国者

1 総数

平成28年における日本人出国者数は1,711万6,420人と、27年と比べ90万2,631人（5.6%）増加し、4年ぶりに増加に転じている（図表33）。

図表33 日本人出国者数の推移



2 男女別・年齢別

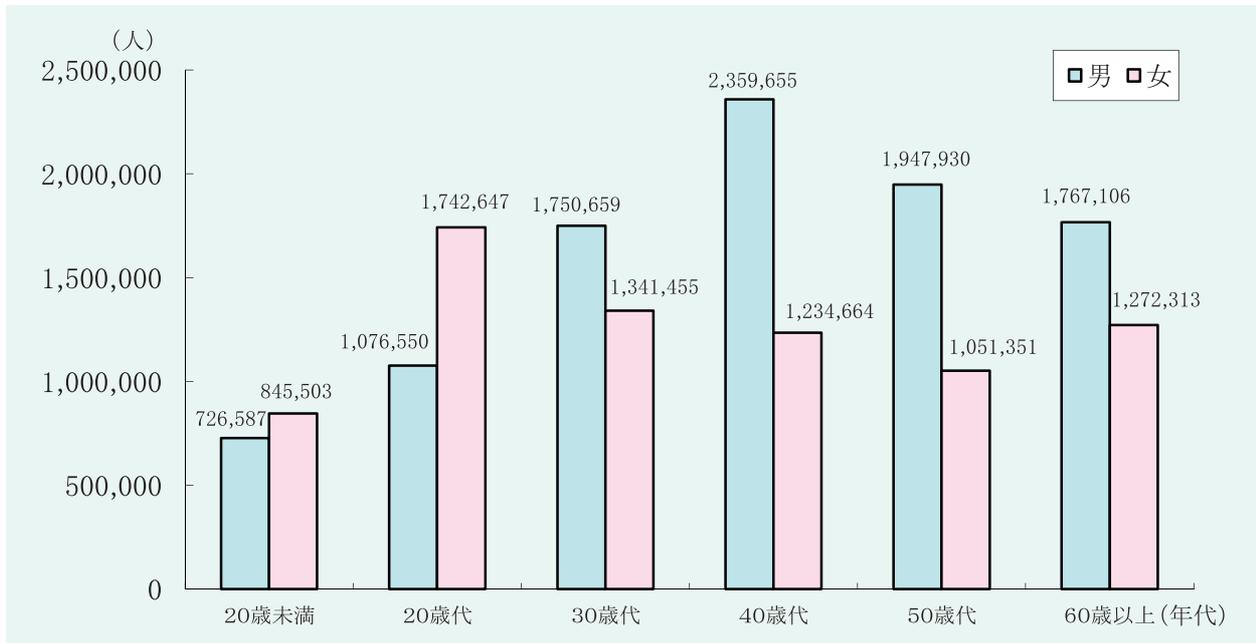
平成28年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が962万8,487人、女性が748万7,933人で、男性が全体の56.3%、女性が43.7%となっている。この男女比率は平成13年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性を上回っている。

年齢別に見ると、40歳代が359万4,319人で出国者数全体の21.0%を占めており、以下、30歳代309万2,114人（18.1%）、60歳以上303万9,419人（17.8%）、50歳代299万9,281人（17.5%）、20歳代281万9,197人（16.5%）の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満の年代及び20歳代は女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代は女性の占める比率が61.8%と極めて高くなっているが、これら以外

の年代は、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（図表34）。

図表34 男女別・年齢別日本人出国者数（平成28年）



3 空港・海港別

平成28年における日本人出国者数について、出国した空海港別に見ると、空港を利用した出国者数は1,696万2,137人で全体の99.1%を占めており、空港を利用した外国人の入国者数2,261万7,552人（97.4%）と比べても、空港利用者の割合が高くなっている。

平成28年中に空港を利用した日本人出国者について見ると、成田空港の利用者数が663万8,118人で空港からの出国者数全体の39.1%、羽田空港の利用者数が424万1,440人で25.0%、関西空港の利用者が318万6,893人で18.8%となっており、これら3空港で空港からの出国者数全体の82.9%を占めている。

一方、平成28年中に海港を利用した日本人出国者について見ると、博多港利用者数が6万3,422人で海港からの出国者数全体の41.1%を占めており、次いで、横浜港が1万8,646人（12.1%）、境港が1万6,527人（10.7%）となっており、これら3海港で海港からの出国者数全体の63.9%を占めている。また、これら3海港以下は、関門（下関）港が1万1,471人（7.4%）、神戸港が7,624人（4.9%）と続いている。

第2節 帰国者



空港上陸審査風景

平成28年における日本人帰国者数は1,708万8,252人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1か月以内に帰国した人数が1,545万144人で全体の90.4%を占めており、このうち10日以内に帰国した人数は1,397万3,516人で、出国後1か月以内に帰国した日本人の90.4%を占めている。

これは、日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で出国し、速やかに帰国しているためと考えられる。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない(図表35)。

図表35 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成24	25	26	27	28
総	数	18,408,185	17,421,997	16,915,797	16,258,889	17,088,252
5	日以内	10,916,364	9,898,557	9,499,435	9,126,508	10,067,736
5	日を超えて10日以内	4,448,480	4,422,482	4,299,701	4,033,466	3,905,780
10	日を超えて20日以内	1,129,239	1,130,386	1,119,965	1,086,094	1,067,194
20	日を超えて1月以内	404,327	408,455	417,716	402,491	409,434
1	月を超えて3月以内	639,672	658,643	655,267	670,011	678,113
3	月を超えて6月以内	357,644	376,109	386,518	387,233	393,187
6	月を超えて1年以内	270,945	291,269	301,338	305,442	307,247
1	年を超えて3年以内	137,043	134,050	133,068	135,515	129,203
3	年を超える	11,045	12,966	13,203	13,161	12,800
不	詳	93,426	89,080	89,586	98,968	117,558

第5章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節 不法残留者の状況



違反調査風景

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成29年1月1日現在の不法残留者（許可された在留期限を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は6万5,270人であり、28年1月1日現在の6万2,818人と比べ2,452人（3.9%）増加し、3年連続で増加している。

平成28年は、27年よりも多く不法残留者に対する退去強制手続を執っている。その一方で、近年、政府全体で観光立国実現に向けた取組が進められてきた結果、外国人入国者数が大幅に増加しており、これが不法残留者数の増加に少なからず影響しているものと考えられる。

1 国籍・地域別

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日現在の不法残留者の国籍・地域は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっているところ、29年1月1日現在は、韓国が1万3,265人（20.3%）と最も多く、以下、中国8,846人（13.6%）、タイ6,507人（10.0%）、ベトナム5,137人（7.9%）、フィリピン5,082人（7.8%）の順となっている。

平成5年5月1日以降の推移を見ると、韓国については、「短期滞在」の在留資格に係る活動を行おうとする者に対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。一方、タイは平成5年5月1日以降一貫して減少を続けていたが、25年7月からの査証発給の緩和措置等により、「短期滞在」における新規入国者数が大幅に増加したことが影響し、28年1月1日と比べ、548人（9.2%）増の6,507人となっており、3年続けて増加している。また、ベトナムについても、平成28年1月1日と比べ、1,328人（34.9%）増の5,137人となっており、5年続けて増加している（**図表36, 37**）。

図表36 国籍・地域別不法残留者数の推移

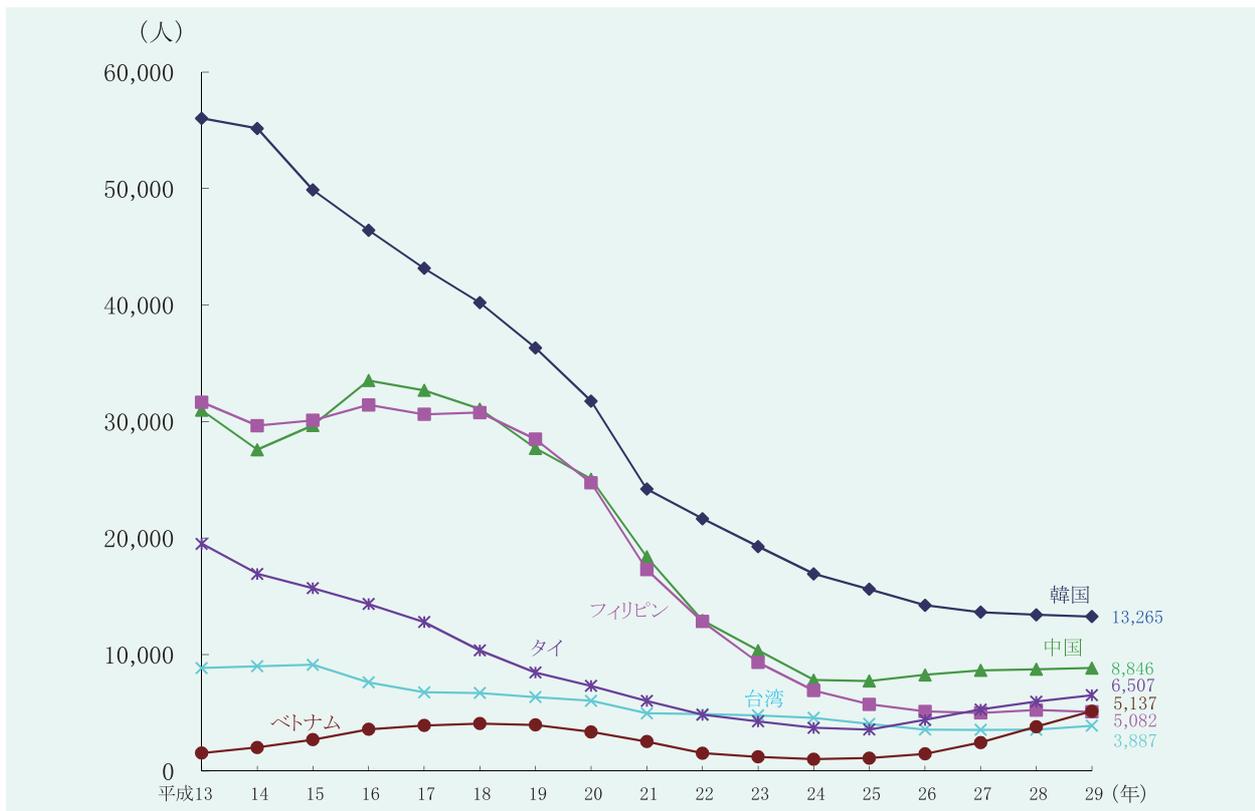
(人)

年月日 国籍・地域	平成5年 5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日	16年 1月1日	17年 1月1日
総数	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299
韓国	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151
中国	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683
タイ	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787
ベトナム	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697	3,582	3,916
フィリピン	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619
台湾	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760
インドネシア	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	7,169
マレーシア	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431
シンガポール	1,914	2,342	2,600	2,850	2,946	3,027	3,084	3,178	3,302	3,494	3,556	3,216	3,075
ブラジル	2,210	2,603	3,104	3,763	5,026	4,334	3,288	3,266	3,578	3,697	3,865	4,728	4,905
その他	88,862	85,961	83,245	79,934	78,483	75,088	71,578	66,799	61,712	60,055	59,977	58,850	54,803

年月日 国籍・地域	18年 1月1日	19年 1月1日	20年 1月1日	21年 1月1日	22年 1月1日	23年 1月1日	24年 1月1日	25年 1月1日	26年 1月1日	27年 1月1日	28年 1月1日	29年 1月1日
総数	193,745	170,839	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007	62,818	65,270
韓国	40,203	36,321	31,758	24,198	21,660	19,271	16,927	15,607	14,233	13,634	13,412	13,265
中国	31,074	27,698	25,057	18,385	12,933	10,337	7,807	7,730	8,257	8,647	8,741	8,846
タイ	10,352	8,460	7,314	6,023	4,836	4,264	3,714	3,558	4,391	5,277	5,959	6,507
ベトナム	4,071	3,959	3,362	2,527	1,531	1,221	1,014	1,110	1,471	2,453	3,809	5,137
フィリピン	30,777	28,491	24,741	17,287	12,842	9,329	6,908	5,722	5,117	4,991	5,240	5,082
台湾	6,696	6,347	6,031	4,950	4,889	4,774	4,571	4,047	3,557	3,532	3,543	3,887
インドネシア	6,926	6,354	5,096	3,126	1,820	1,265	1,037	1,073	1,097	1,258	2,228	2,222
マレーシア	6,822	6,397	4,804	2,986	2,661	2,442	2,237	2,192	1,819	1,788	1,763	1,761
シンガポール	3,587	2,241	2,207	2,128	2,107	1,789	1,586	1,304	1,079	1,066	1,055	1,046
ブラジル	2,762	2,286	2,297	1,939	1,645	1,536	1,290	1,075	1,013	988	983	959
その他	50,475	42,285	37,118	29,523	24,854	22,260	19,974	18,591	17,027	16,373	16,085	16,558

(注) 「中国」には、中国（香港）及び中国（その他）を含まない。

図表37 主な国籍・地域別不法残留者数の推移



(注) 各年1月1日現在の不法残留者数を表したものである。

2 在留資格別

平成29年1月1日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、28年に引き続き「短期滞在」が4万4,167人と最も多く、全体の67.7%を占めており、以下、「留学」3,807人(5.8%)、「技能実習2号口」3,748人(5.7%)、「日本人の配偶者等」3,287人(5.0%)、「技能実習1号口」2,741人(4.2%)となっている。また、前年と比べ、「短期滞在」が1,689人(4.0%)、「留学」が385人(11.3%)、「技能実習2号口」が335人(9.8%)、「技能実習1号口」が302人(12.4%)増加したのに対し、「日本人の配偶者等」は146人(4.3%)減少している(図表38)。

図表38 在留資格別不法残留者数の推移

年月日		平成24年 1月1日	25年 1月1日	26年 1月1日	27年 1月1日	28年 1月1日	29年 1月1日
在留資格	数	67,065	62,009	59,061	60,007	62,818	65,270
短期滞在		46,845	43,943	41,403	41,090	42,478	44,167
留学		3,187	2,847	2,777	2,806	3,422	3,807
技能実習2号口		412	943	1,699	2,831	3,413	3,748
日本人の配偶者等		5,060	4,291	3,719	3,709	3,433	3,287
技能実習1号口		213	645	1,089	1,799	2,439	2,741
その他		11,348	9,340	8,374	7,772	7,633	7,520

(注) 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」(平成22年7月1日施行前の入管法上の在留資格)だった者の数も含まれる。

第2節 退去強制手続を執った入管法違反事件

1 概要

平成28年に退去強制手続を執った入管法違反者は1万3,361人で、27年と比べ1,089人増加した。このうち、出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は4,094人であった。入管法違反者は、平成17年以降、減少の一途であったが、近年、査証免除措置の実施等により、新規入国者が増加し、それに伴い不法残留者数も増加したことなどが一因となり、増加に転じたと考えられる。

退去強制事由別に見ると、不法残留1万1,198人(83.8%)、不法入国599人(4.5%)、資格外活動511人(3.8%)の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている(図表39)。

国籍・地域別に見ると、中国が3,979人(29.8%)と最も多く、14年連続で最多となっている。次いでベトナム2,273人(17.0%)、タイ1,770人(13.2%)の順となっており、これら上位3か国で全体の60.0%を占めている(図表40)。

図表39 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去強制事由	年	平成24	25	26	27	28
総数		15,178	11,428	10,676	12,272	13,361
不法入国		1,875	1,128	844	752	599
不法上陸		187	199	249	268	238
資格外活動		617	493	422	399	511
不法残留		11,439	8,713	8,274	9,982	11,198
刑罰法令違反		527	430	392	397	432
その他		533	465	495	474	383
不法就労者		8,979	7,038	6,702	7,973	9,003

図表40 国籍・地域別入管法違反事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総数		15,178	11,428	10,676	12,272	13,361
中国		4,545	4,044	3,975	4,311	3,979
ベトナム		592	688	953	1,643	2,273
タイ		786	604	899	1,475	1,770
フィリピン		2,972	1,778	1,414	1,467	1,452
インドネシア		327	271	268	507	1,059
韓国		2,028	1,336	921	704	599
ブラジル		814	422	316	296	268
ネパール		155	128	113	146	185
モンゴル		112	113	117	109	169
スリランカ		303	199	222	182	153
その他		2,544	1,845	1,478	1,432	1,454

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

2 退去強制事由別

(1) 不法入国

平成28年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法入国者^(注)は599人(4.5%)であり、27年と比べ153人(20.3%)減少した。過去の推移を見ると、平成15年以降増加傾向にあったものの、18年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると、中国、フィリピンがそれぞれ143人(23.9%)で最も多く、次いで、イラン76人(12.7%)の順となっており、平成14年以降、上位2か国に変動は見られない(図表41)。

不法入国した際の利用交通手段別に見ると、航空機が488人であり、平成27年と比べ106人(17.8%)減少したものの、依然として航空機による不法入国が81.5%と多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は111人(18.5%)であり、平成27年と比べ47人(29.7%)減少した(図表42, 43)。

図表41 国籍・地域別不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総	数	1,875	1,128	844	752	599
中	国	532	359	262	211	143
フ	イ	520	274	214	166	143
イ	ラ	124	63	53	64	76
韓	国	178	102	69	50	45
イ	ン	55	27	21	27	29
ペ	ル	91	37	29	26	29
タ	イ	105	56	43	31	21
ベ	ト	15	13	10	34	14
ス	リ	36	32	28	18	13
パ	キ	16	14	8	10	11
そ	の	203	151	107	115	75

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注) 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人(有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。)(同項第1号)及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人(同項第2号)は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。

図表42 国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総	数	1,437	824	640	594	488
フ	イ	500	262	208	158	138
イ	ラ	113	55	48	61	74
中	国	263	153	112	96	67
ペ	ル	90	37	29	26	29
イ	ン	54	27	21	26	28
そ	の	417	290	222	227	152

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

図表43 国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総	数	438	304	204	158	111
中	国	269	206	150	115	76
韓	国	100	49	36	28	22
フ	イ	20	12	6	8	5
イ	ラ	11	8	5	3	2
バ	ン	7	10	3	0	2
そ	の	31	19	4	4	4

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(2) 不法上陸

平成28年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法上陸者は238人（1.8%）であり、27年と比べ30人（11.2%）の減少となった（図表44）。

図表44 国籍・地域別不法上陸事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総	数	187	199	249	268	238
ト	ル	98	84	97	90	82
ス	リ	6	14	54	95	39
ロ	シ	3	19	36	20	16
ネ	パ	0	3	2	15	11
米	国	5	5	3	2	11
タ	イ	4	2	6	2	10
イ	ン	1	1	2	2	10
中	国	14	7	4	6	7
そ	の	56	64	45	36	52

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 不法残留

平成28年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者は1万1,198人(83.8%)であり、27年と比べ1,216人(12.2%)増加し、依然として圧倒的に高い割合を占めている。

国籍・地域別に見ると、中国が3,488人(31.1%)であり、次いでベトナム1,994人(17.8%)、タイ1,699人(15.2%)、フィリピン1,157人(10.3%)、インドネシア935人(8.3%)の順となっている(図表45)。

図表45 国籍・地域別不法残留事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総	数	11,439	8,713	8,274	9,982	11,198
中	国	3,415	3,194	3,170	3,623	3,488
ベ	ト	482	562	780	1,422	1,994
タ	イ	615	486	797	1,389	1,699
フ	ィ	2,295	1,363	1,034	1,139	1,157
イ	ン	260	236	233	465	935
韓	国	1,476	960	715	559	473
ブ	ラ	671	321	227	227	181
モ	ン	111	110	112	104	162
イ	ン	77	37	41	45	109
米	国	200	171	157	136	102
そ	の	1,837	1,273	1,008	873	898

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格で認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。平成28年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、資格外活動で退去強制手続を執った者は511人（3.8%）であり、27年と比べ112人（28.1%）増加した。

国籍・地域別に見ると、ベトナムが154人（30.1%）で最も多く、次いで中国91人（17.8%）、インドネシア76人（14.9%）の順となっており、これら上位3か国で全体の62.8%を占めている（図表46）。

図表46 国籍・地域別資格外活動事件の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総	数	617	493	422	399	511
ベトナム		34	52	110	104	154
中国		228	176	167	145	91
インドネシア		7	4	9	10	76
ネパール		48	29	34	31	67
韓国		212	138	48	35	28
フィリピン		20	27	24	41	24
ミャンマー		6	7	0	0	17
スリランカ		20	2	3	4	11
タイ		9	14	13	8	8
ルーマニア		3	0	3	0	6
その他		30	44	11	21	29

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。



入管法違反者摘発風景

3 不法就労事件

(1) 概況

平成28年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は9,003人（67.4%）であり、我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労している状況にある。

このような状況は、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど、公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で、不法就労者が賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなどの人権上の問題も発生している。

なお、平成22年7月1日に施行された改正入管法では、不法就労者を雇用するなどの不法就労助長行為を退去強制事由として規定（入管法第24条第3号の4）しており、入国管理局では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

(2) 国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心として68か国・地域に及んでおり、依然として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍・地域別に見ると、中国が3,080人（34.2%）で最も多く、次いでベトナム1,638人（18.2%）、タイ1,536人（17.1%）、フィリピン830人（9.2%）、インドネシア819人（9.1%）の順となっており、これら上位5か国で全体の87.8%を占めている。なお、ここ数年の推移を見ると、依然として中国が高い割合を占めているが、ベトナム、タイ、インドネシアの割合が増加している（**図表47**）。

図表47 国籍・地域別不法就労事件の推移

(人)

国籍・地域		年	平成24	25	26	27	28
総	数		8,979	7,038	6,702	7,973	9,003
	男		5,346	4,356	4,160	5,167	6,093
	女		3,633	2,682	2,542	2,806	2,910
中	国		3,082	2,909	2,819	3,266	3,080
	男		1,981	1,943	1,869	2,166	2,130
	女		1,101	966	950	1,100	950
ベトナム			380	461	701	1,160	1,638
	男		271	312	454	873	1,246
	女		109	149	247	287	392
タイ			567	442	681	1,215	1,536
	男		318	272	384	699	850
	女		249	170	297	516	686
フィリピン			1,589	968	763	756	830
	男		629	394	308	341	426
	女		960	574	455	415	404
インドネシア			267	233	231	396	819
	男		218	193	193	338	699
	女		49	40	38	58	120
韓	国		1,356	866	606	435	359
	男		525	311	237	167	167
	女		831	555	369	268	192
モンゴル			90	81	101	81	133
	男		51	47	72	51	90
	女		39	34	29	30	43
ネパール			117	97	75	68	95
	男		85	78	47	51	76
	女		32	19	28	17	19
スリランカ			246	136	119	57	68
	男		230	127	112	54	67
	女		16	9	7	3	1
ベルー			198	107	59	73	62
	男		145	73	48	58	46
	女		53	34	11	15	16
その他			1,087	738	547	466	383
	男		893	606	436	369	296
	女		194	132	111	97	87

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が6,093人（67.7%）、女性が2,910人（32.3%）であり、ここ数年の推移を見ると、男性の比率が増加している。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、農業従事者が2,215人（24.6%）で最も多く、次いで建設作業員1,713人（19.0%）、工員1,410人（15.7%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は建設作業員が最も多く、次いで農業従事者、工員の順となり、女性は農業従事者が最も多く、次いでホステス等接客業、工員の順となっている（**図表48**）。

図表48 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	平成24	25	26	27	28
	数					
総	数	8,979	7,038	6,702	7,973	9,003
	男	5,346	4,356	4,160	5,167	6,093
	女	3,633	2,682	2,542	2,806	2,910
農 業 従 事 者		592	695	946	1,744	2,215
	男	432	507	632	1,113	1,438
	女	160	188	314	631	777
建 設 作 業 者		1,154	1,151	1,336	1,638	1,713
	男	1,146	1,144	1,323	1,622	1,697
	女	8	7	13	16	16
工 員		1,623	1,301	1,230	1,342	1,410
	男	1,124	895	769	857	1,008
	女	499	406	461	485	402
そ の 他 の 労 務 作 業 者		907	580	525	686	1,076
	男	700	440	424	543	837
	女	207	140	101	143	239
ホ ス テ ス 等 接 客 業		1,365	837	629	523	482
	男	114	80	41	33	27
	女	1,251	757	588	490	455
そ の 他 の サ ー ビ ス 業 従 事 者		575	452	413	425	453
	男	258	161	127	118	127
	女	317	291	286	307	326
そ の 他		2,763	2,022	1,623	1,615	1,654
	男	1,572	1,129	844	881	959
	女	1,191	893	779	734	695

(5) 稼働場所（都道府県）別

45都道府県において不法就労者の稼働が確認されているところ、不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると、平成27年に引き続き、茨城県が2,038人（22.6%）で最も多く、次いで千葉県1,559人（17.3%）、東京都1,187人（13.2%）、愛知県891人（9.9%）、埼玉県716人（8.0%）の順となっている（図表49）。

また、地区別に見ると、関東地区1都6県（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木）で6,779人（75.3%）と大半を占めているほか、中部地区9県（新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知）も1,325人（14.7%）と多く、関東地区及び中部地区で不法就労者数全体の90.0%（8,104人）と高い割合を占めている。

図表49 稼働場所別不法就労事件の推移

都道府県		年				
		平成24	25	26	27	28
総	数	8,979	7,038	6,702	7,973	9,003
茨	城	891	752	1,047	1,714	2,038
千	葉	1,088	945	955	1,238	1,559
東	京	1,740	1,389	1,175	1,086	1,187
愛	知	1,188	954	794	757	891
埼	玉	616	539	460	595	716
神	奈	967	680	656	638	602
群	馬	249	243	155	451	453
大	阪	517	366	273	252	226
栃	木	191	137	109	193	224
長	野	169	89	64	119	170
そ	の	1,363	944	1,014	930	937

(人)

4 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審判手続が行われる。同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の三審制の仕組みとなっている。

平成28年における違反審査の受理件数は1万4,198件であり、27年に引き続き増加している（図表50）。



違反審判風景

図表50 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

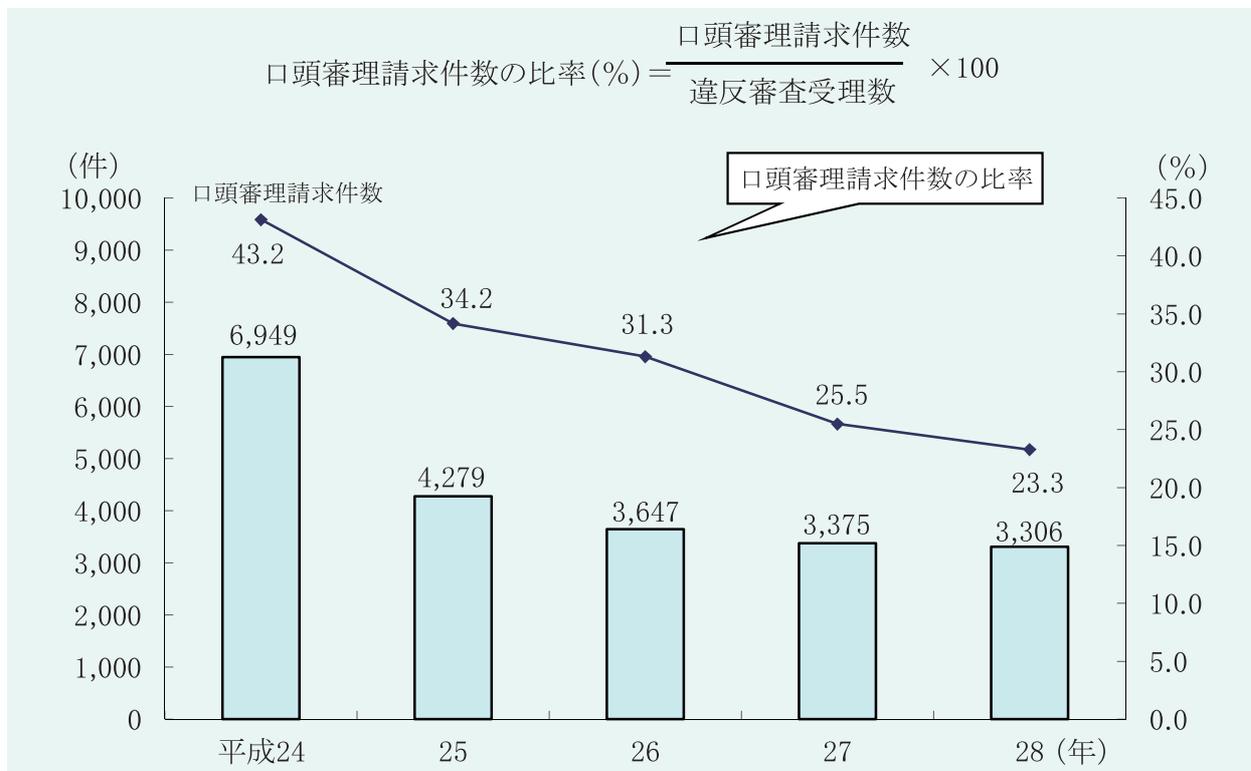
(件)

区分		年	平成24	25	26	27	28	
違反審査	受理		16,103 (748)	12,523 (793)	11,645 (670)	13,233 (594)	14,198 (484)	
	既済	非該当		4	5	0	5	3
		退去強制令書発付		5,640	4,729	4,482	5,409	6,008
		口頭審理請求		6,949	4,279	3,647	3,375	3,306
		出国命令書交付		2,594	2,478	2,592	3,573	4,101
	未済, その他		916	1,032	924	871	780	
口頭審理	受理		7,755 (711)	4,942 (582)	4,282 (527)	3,871 (476)	3,945 (568)	
	既済	非該当		0	0	0	1	0
		退去強制令書発付		101	96	74	77	145
		異議申出		6,952	4,226	3,596	3,163	3,078
		出国命令書交付		0	0	0	0	0
未済, その他		702	620	612	630	722		
裁決	受理		7,485 (459)	4,776 (505)	3,936 (297)	3,526 (357)	3,478 (376)	
	既済	理由あり		2	1	1	0	1
		理由なし		6,887	4,428	3,544	3,110	2,588
	未済, その他		596	347	391	416	889	

(注) 受理件数の括弧内は前年からの繰越件数で内数である。

また、平成28年における違反審査後の口頭審理請求件数は3,306件で、違反審査受理数の23.3%に当たり、27年と比べ69件（2.0%）減少している（**図表50, 51**）。

図表51 口頭審理請求件数及びその比率の推移



口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は、平成28年は3,078件で、27年と比べ85件（2.7%）減少している（**図表50**）。

(2) 退去強制令書の発付

平成28年における退去強制令書の発付件数は7,241件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が4,981件で、全体に占める割合は68.8%、不法入国の割合は6.8%となっている（**図表52**）。

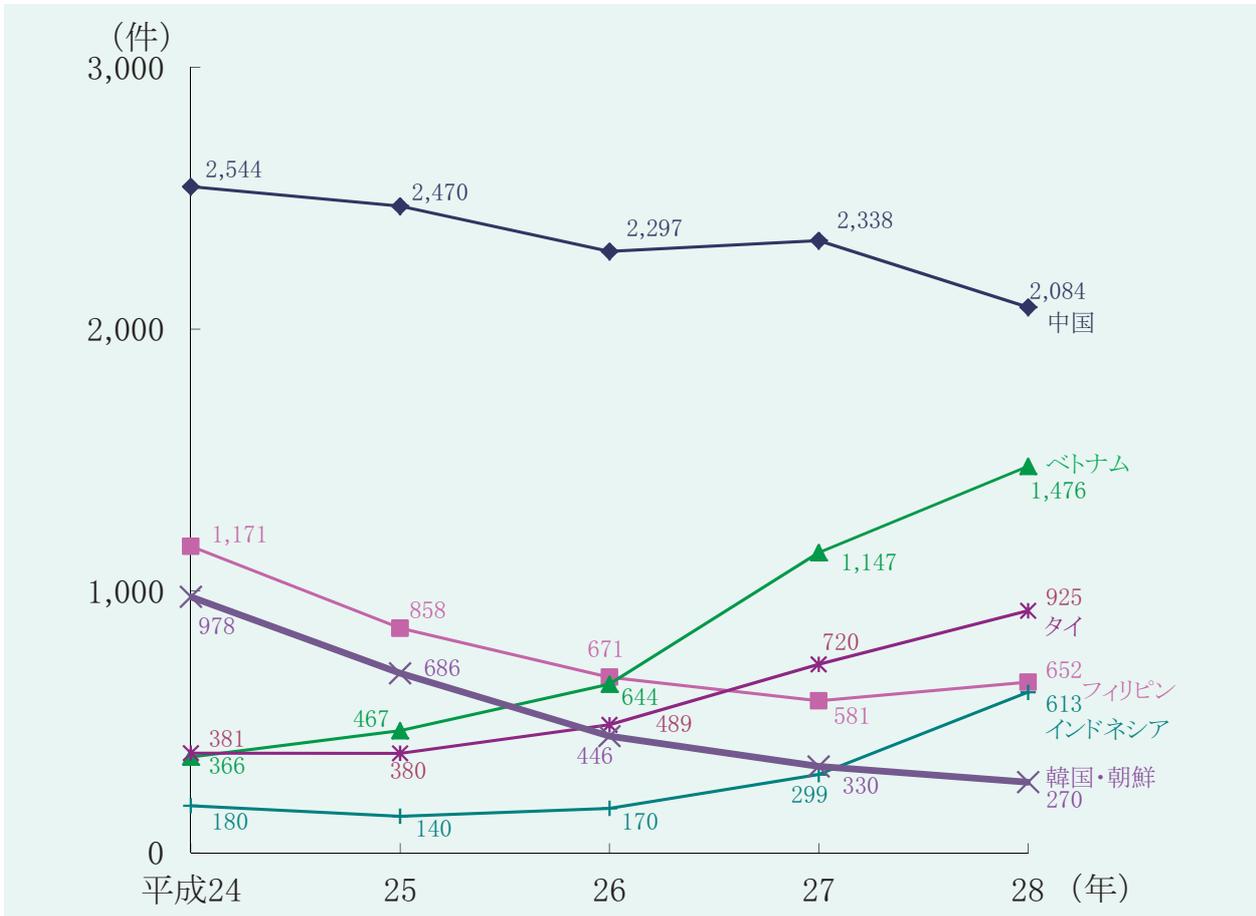
図表52 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去強制事由	年	平成24	25	26	27	28
総数		7,329	6,425	5,821	6,589	7,241
不法残留		4,270	3,907	3,574	4,218	4,981
不法入国		1,430	1,001	733	638	495
不法上陸		134	164	160	223	233
資格外活動		622	491	405	374	497
刑罰法令違反		576	501	404	472	428
その他		297	361	545	664	607

また、国籍・地域別に見ると、中国が2,084件で最も多く、全体の28.8%を占めており、次いでベトナム1,476件（20.4%）、タイ925件（12.8%）の順となっている（**図表53**）。

図表53 主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況



(3) 仮放免

平成28年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は1,491件で、27年と比べて198件（15.3%）の増加であった。また、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は1,160件で、27年と比べ97件（9.1%）増加している（**図表54**）。

図表54 仮放免許可件数の推移

令書の種類	年					
	平成24	25	26	27	28	
収容令書によるもの	2,128	1,510	1,293	1,293	1,491	
退去強制令書によるもの	1,137	1,271	926	1,063	1,160	

(4) 在留特別許可

平成28年に法務大臣が在留を特別に許可した件数は1,552件であり、27年と比べ471件(23.3%)減少している。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなど、日本人等との密接な身分関係を有し、また、実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成28年は不法残留が1,106件(71.3%)で最も多い。次いで、不法入国・不法上陸の占める割合は8.4%となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の79.6%を占めている(図表55)。

図表55 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由	年	平成24	25	26	27	28
総数		5,336	2,840	2,291	2,023	1,552
不法残留		4,304	2,161	1,643	1,504	1,106
不法入国・不法上陸		491	270	223	155	130
刑罰法令違反等		541	409	425	364	316

平成28年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると、中国284件(18.3%)、韓国・朝鮮166件(10.7%)となっている(図表56)。

図表56 国籍・地域別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総数		5,336	2,840	2,291	2,023	1,552
中国		809	422	421	393	284
韓国・朝鮮		693	400	286	222	166
その他		3,834	2,018	1,584	1,408	1,102

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

5 送還の概況

平成28年中の被送還者数は7,014人であり、27年と比べ840人（13.6%）増加した。

国籍・地域別に見ると、中国が2,058人（29.3%）で最も多く、次いでベトナム1,412人（20.1%）、タイ914人（13.0%）、フィリピン618人（8.8%）、インドネシア561人（8.0%）の順となっている（図表57）。

図表57 国籍・地域別被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総	数	6,459	5,790	5,542	6,174	7,014
中	国	2,389	2,284	2,282	2,296	2,058
ベトナム		340	432	627	1,064	1,412
タイ		317	400	483	707	914
フィリピン		972	796	616	593	618
インドネシア		164	134	159	287	561
韓	国	964	665	456	328	288
スリランカ		141	93	123	69	115
ネパール		101	64	48	82	113
モンゴル		47	49	51	49	84
ミャンマー		50	51	44	28	80
その他		974	822	653	671	771

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

送還方法は、送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」、帰国費用がないなどの理由により送還費用を国費で負担する「国費送還」及び被送還者が乗ってきた船舶等を運航する運送業者の責任と費用により送還する「入管法第59条による送還」の3つに大別される。



送還風景

図表58 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	年	平成24	25	26	27	28
総数		6,459	5,790	5,542	6,174	7,014
自費出国		6,170	5,382	5,228	5,853	6,575
入管法第59条による送還		78	54	47	49	63
国費送還(個別送還)		191	208	203	206	308
国費送還(集団送還)		0	121	32	22	30
その他		0	0	0	1	0
国際受刑者移送条約		20	25	32	43	38

(注1) 「国費送還(集団送還)」は、日本政府の費用負担により民間機をチャーターするなどして被送還者を集団で送還したものである。

(注2) 「その他」は、被送還者の本国政府の費用負担により送還したものである。

(1) 自費出国

被送還者のうち、自費出国した者は6,575人(93.7%)であり、平成27年と比べ722人(12.3%)増加している(図表58, 59)。

なお、入国管理局では、被送還者の旅券、航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件が整い次第、速やかに送還しているところであるが、送還に必要な要件が整っていない者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡を取るよう指導し、帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている。

図表59 国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

(人)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総数		6,170	5,382	5,228	5,853	6,575
中国		2,364	2,263	2,257	2,262	2,015
ベトナム		331	424	608	1,046	1,358
タイ		312	339	467	699	909
フィリピン		926	680	578	555	578
インドネシア		164	130	154	277	552
韓国		947	652	448	311	267
ネパール		100	61	45	64	96
モンゴル		46	48	49	49	81
ミャンマー		48	50	44	28	78
スリランカ		135	86	91	67	77
その他		797	649	487	495	564

(注) 表中「中国」には、台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(2) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、滞在の態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者等がいるが、これらの者のうち、平成28年中に個々の状況等を勘案して国費により送還した者は338人（4.8％）であり、27年と比べ110人（48.2％）増加している。

なお、平成28年中は、より安全かつ確実な送還を実施するために、民間チャーター機により30人を送還している（**図表58**）。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）しなければならない^(注)が、その数は、平成28年中は63人（0.9％）であり、27年と比べ14人（28.6％）増加している（**図表58**）。

6 出国命令事件

(1) 違反調査

平成28年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は4,094人で、入管法違反者数全体の30.6％を占めている。

国籍・地域別に見ると、中国が1,695人（41.4％）で最も多く、次いでタイ765人（18.7％）、ベトナム629人（15.4％）、フィリピン322人（7.9％）、インドネシア257人（6.3％）の順となっており、これら上位5か国で全体の89.6％を占めている（**図表60**）。

図表60 国籍・地域別出国命令による引継者数の推移

国籍・地域		年				
		平成24	25	26	27	28
総	数	2,587	2,479	2,587	3,571	4,094
中	国	1,244	1,261	1,283	1,660	1,695
タ	イ	109	135	310	641	765
ベ	ト	93	120	196	387	629
フ	イ	338	241	225	299	322
イ	ン	90	102	81	187	257
韓	国	343	293	214	169	154
モ	ン	50	46	60	50	70
ネ	パ	22	23	15	13	23
ペ	ー	39	27	11	14	20
ブ	ラ	23	13	9	8	17
そ	の	236	218	183	143	142

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（入管法第59条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

(2) 審査

ア 事件の受理・処理

平成28年における出国命令事件の受理件数は4,094件であり、違反審査受理件数全体の28.8%に当たり、27年と比べ523件（14.6%）増加している。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後、特に速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

平成28年に出国命令書を交付した件数は4,101件であった。

これを国籍・地域別に見ると、中国が1,701件で最も多く全体の41.5%を占めており、次いでタイ766件（18.7%）、ベトナム627件（15.3%）、フィリピン326件（7.9%）、インドネシア256件（6.2%）の順となっており、上位5か国で全体の89.6%を占めている（**図表61**）。

図表61 国籍・地域別出国命令書の交付状況

(件)

国籍・地域	年	平成24	25	26	27	28
総	数	2,594	2,478	2,592	3,573	4,101
中	国	1,252	1,259	1,282	1,662	1,701
タ	イ	109	135	310	641	766
ベ	ト	92	118	203	387	627
フ	ィ	336	241	224	298	326
イ	ン	90	102	81	188	256
韓	国	348	294	214	169	154
モ	ン	50	46	59	51	69
ネ	パ	22	23	15	13	23
ペ	ル	37	27	11	16	20
ブ	ラ	22	13	9	9	17
そ	の	236	220	184	139	142

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）は含まない。

(3) 出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国する空海港において出国の証印を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第6章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に難民条約に、次いで57年には難民議定書（以下、難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである。

その後も、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直し、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が平成17年5月16日から施行されている。

入国管理局は、難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

第1節 難民認定の申請及び処理

1 難民認定申請

平成28年に我が国において難民認定申請を行った者は1万901人であり、27年に比べ3,315人（43.7%）増加し、前年に引き続いて過去最高の申請数となった（**図表62**）。

図表62 難民認定申請数の推移

		(人)				
年		平成24	25	26	27	28
申	請	2,545	3,260	5,000	7,586	10,901
	数					

申請者の国籍・地域は79か国にわたり、主な国籍・地域は、申請の多い順にインドネシア1,829人（16.8%）、ネパール1,451人（13.3%）、フィリピン1,412人（13.0%）、トルコ1,143人（10.5%）、ベトナム1,072人（9.8%）、スリランカ938人（8.6%）、ミャンマー650人（6.0%）、インド470人（4.3%）、カンボジア318人（2.9%）、パキスタン289人（2.7%）、バングラデシュ242人（2.2%）、ガーナ174人（1.6%）、中国156人（1.4%）、ナイジェリア108人（1.0%）、イラン107人（1.0%）、カメルーン66人（0.6%）となっている。

また、申請者の申請時における在留状況は、正規在留が9,702人（89.0%）、非正規在留が1,199人（11.0%）であり、非正規在留者のうち、収容令書又は退去強制令書が発付された後に申請を行った者は782人（65.2%）となっている。

なお、申請者の13.7%に当たる1,497人が、過去に難民認定申請を行ったことがあり、このうち正規在留者は1,009人（うち、難民認定申請中であることを理由に付与された在留資格「特定活動」を有する者は75.4%）、非正規在留者は488人（うち、既に退去強制令書の発付を受けている者は82.2%）となっている。

2 難民認定申請の処理

平成28年における難民認定申請の処理は8,193人であり、27年に比べ4,295人（110.2%）増加している。その内訳は、難民と認定した者26人^(注1)、難民と認定しなかった者7,492人、申請を取り下げた者等675人であった。

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は我が国での在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、平成28年は97人が在留を認められている（**図表63**）。

図表63 庇護数の推移

(人)

区分		年	昭和53～ 平成23	24	25	26	27	28
		難 民	認 定 難 民	598	18	6	11	27
定 住 難 民	11,364		0	18	23	19	18	
そ の 他 の 庇 護		1,994	112	151	110	79	97	
合 計		13,956	130	175	144	125	143	

(注1) 「認定難民」とは、入管法の規定に基づき、難民条約上の難民として認定された者の数である（難民不認定とされた者の中から不服申立ての結果認定された数を含む）。

(注2) 「定住難民」とは、インドシナ難民（昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成20年12月16日及び26年1月24日の閣議了解に基づき、タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民）であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者（認定難民）もあり、合計欄では重複して計上されている。

(注3) 「その他の庇護」とは、難民不認定とされた者のうち、入管法第61条の2の2第2項により在留特別許可を受けた者及び人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格変更許可等を受けた者の数である。

3 仮滞在許可制度の運用状況

平成28年における仮滞在許可者は58人で、27年に比べ25人（30.1%）減少している。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は930人であるが、許可されなかった者に係る主な理由は、

- ① 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…487人
 - ② 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること…345人
 - ③ 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…317人
- である^(注2)。

(注1) 不服申立ての結果認定された者の数については、後記第2節2参照。

(注2) 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、その全てを計上している。

第2節 不服申立て^(注)

1 不服申立て

平成28年に難民の認定をしない処分等（以下「難民不認定処分等」という。）に対する不服申立てを行った者は5,197人であり、27年と比べ2,077人（66.6%）増加している（**図表64**）。

図表64 難民不認定処分等に対する不服申立数及び処理状況の推移

(人)

区分		年	昭和57 ～ 平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	総数
		難民不認定	2,773	389	446	791	1,703	1,336	2,002	2,083	2,499	2,906	3,411	7,492	27,831
不服申立て		1,862	340	362	429	1,156	859	1,719	1,738	2,408	2,533	3,120	5,197	21,723	
決定・ 裁決等	理由あり	32	12	4	17	8	13	14	13	3	5	8	2	131	
	理由なし	1,425	127	183	300	230	325	635	790	921	1,171	1,763	2,112	9,982	
	取下げ等	295	33	34	34	70	113	231	193	211	344	504	822	2,884	

2 不服申立ての処理

平成28年における不服申立ての処理は2,936人であり、27年に比べ661人（29.1%）増加している。その内訳は、不服申立てに理由があるとされた者2人（前年8人）、不服申立てに理由がないとされた者2,112人（前年1,763人）、不服申立てを取り下げた者等822人（前年504人）であった（**図表64**）。

なお、平成28年における難民審査参与員が立ち会った口頭意見陳述・審尋期日の開催回数は延べ996回であり、難民審査参与員から意見書が出された案件数は、1,752件である。

(注) 平成17年5月16日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設されたことから、同法施行以前になされた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

その後、平成28年4月1日、改正行政不服審査法に伴う改正入管法の施行に伴い、「異議申立て」が「審査請求」に一元化されたところ、審査請求の対象は、同法の施行日である28年4月1日以降にされた難民不認定処分等に対してなされた不服申立てであるため、同施行日以前に処分されたものについては異議申立てによる手続を進めるものとされており、現在は、異議申立てと審査請求が併存している状態となっている。

第3節 一時庇護のための上陸の許可

一時庇護のための上陸の許可について、過去5年間（平成24年から28年まで）に451件の申請があり、13件許可している。

第7章 人身取引対策及び外国人DV被害者保護

第1節 人身取引対策

1 人身取引対策への取組

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす、その損害の回復が困難であることによる。また、国境を越えて行われる犯罪であるため、国際社会の関心も高いものとなっている。

政府は、平成16年12月、関係府省庁において「人身取引対策行動計画」を、21年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」をそれぞれ策定し、これまで政府一体となった取組を推進してきたところ、より強力に総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、26年12月、同会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定した。そして、平成29年5月には、人身取引対策関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」の第3回会合を開催するなど、現在、同会議を中核に関係府省庁が連携しながら人身取引対策への取組を進めている。

また、入国管理局においても「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係機関との協力体制を一層強化するなどして人身取引の防止に努めるとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案を把握し、人身取引の撲滅と被害者の適切な保護に積極的に取り組んでいるところである。

2 人身取引被害者の保護

入国管理局では、人身取引被害者の立場に十分配慮し、被害者保護の観点から在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。

入国管理局が平成28年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手續を執った外国人は21人（前年26人）となっており、国籍・地域別の内訳は、タイ9人（前年8人）、カンボジア7人（前年0人）及びフィリピン5人（前年17人）となっている。

なお、被害者21人のうち、在留資格を有していた者は11人（前年15人）、不法残留等入管法違反となっていた者は10人（前年11人）であり、入管法違反となっていた被害者全員について在留特別許可を行った（**図表65**）。

被害者数は、入国管理局が統計を取り始めた平成17年に115人を保護した後大幅に減少し、ここ数年は20人前後で推移しているが、これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって対策に取り組んでいることや、同年以降に行った「興行」の在留資格に係る上陸基準省令の見直しや厳格な上陸審査の実施など人身取引防止・撲滅への取組が一定の効果を上げているためと考えられる（**図表66**）。

図表65 人身取引被害者数（平成28年）

(人)

国籍・地域	内訳	人身取引の被害者		合計
		在留資格を有していた者	入管法違反者 (うち在留特別許可)	
タイ	イ	2	7 (7)	9
カンボジア		7	0 (0)	7
フィリピン		2	3 (3)	5
総数		11	10 (10)	21

(注1) 在留資格を有していた者の在留資格別の内訳は以下のとおり。

短期滞在 9人
日本人の配偶者等 1人
興行 1人

(注2) 在留特別許可した者の入管法違反形態は以下のとおり。

不法入国 1人
不法残留 9人

(注3) 不法残留となる前の在留資格の内訳は以下のとおり。

短期滞在 9人

図表66 人身取引被害者数の推移

(人)

被害者数・内訳	年	平成17	24	25	26	27	28
人身取引被害者総数		115	9	12	9	26	21
在留資格を有していた者		68	8	8	5	15	11
入管法違反者 (うち在留特別許可)		47 (47)	1 (1)	4 (4)	4 (4)	11 (11)	10 (10)

3 人身取引加害者の退去強制^(注)

平成26年に、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省及び海上保安庁は「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し、人身取引関連事犯の取締りを徹底すべく、一層の情報共有及び連携を図っているところ、28年に入国管理局が人身取引の加害者として退去強制した外国人は2人（前年3人）であり、その国籍はバングラデシュ及びタイとなっている。

(注) 平成17年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第4号ハ）となった。

第2節 外国人DV被害者保護

1 概要

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

入国管理局では、DV被害者である外国人を認知した場合には、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、DVにより別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や、DVを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更許可申請については、その立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上許可するなど人道上適切に対応している。さらに、DVに起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても、十分な配慮の下、事案に応じ、在留を特別に許可するなどの人道的な措置を講じているところである。

また、平成20年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法が施行され、これに合わせて法務省を含む関係府省で策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」^(注)を踏まえ、入国管理局では、同年7月に独自に措置要領を制定しており、DV被害者を認知した場合には、被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し、心身の状況等に応じて適切に対処するとともに、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図るなど、一層の被害者保護に努めている。

2 外国人DV被害者の認知件数

入国管理局では、被害者の保護を第一とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続等において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、平成28年中に、在留審査手続や退去強制手続の過程等において把握した外国人DV被害者は64人であった（**図表67, 68**）。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、そのほとんどについて在留期間更新許可や在留特別許可等を行った。

(注) 平成26年1月に更に同法律の一部改正法が施行され、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたことを受け、同法施行に合わせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定めている。

図表67 DV被害者把握状況（平成28年）

(人)

国籍・地域	認知状況	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン		33	0	11	0	44
中国		5	0	5	0	10
ブラジル		1	0	1	0	2
イギリス		1	0	0	0	1
ベトナム		1	0	0	0	1
台湾		0	0	1	0	1
韓国		0	0	1	0	1
スリランカ		0	0	1	0	1
チェコ		0	0	1	0	1
バンラデシュ		0	0	1	0	1
ペルー		0	0	1	0	1
総数		41	0	23	0	64

(注) 表中「中国」には、台湾、中国（香港）、中国（その他）を含まない。

図表68 地方入国管理局別DV事案の認知被害者数の推移

(人)

年	地方局	札幌局	仙台局	東京局	名古屋局	大阪局	広島局	高松局	福岡局	計
平成26年		0	3	16	31	7	10	0	8	75
平成27年		1	1	18	39	18	9	0	9	95
平成28年		0	4	12	20	10	5	2	11	64